

日本馬術連盟競技会規程 第 32 版

序 文

本規程は、日本馬術連盟(以下 JEF という)が主催および公認する競技会において適用する規程を定めるものである。なお、条項は国際馬術連盟(以下 FEI という)が制定する各種競技会規程に準拠するものとし、除外する条項についてはその都度明記する。

本規程にあらゆる事態を想定して記載することは不可能である。予測しがたい異例の事態が発生した場合は、できる限り本規程と FEI 諸規程の趣旨に沿い決定を下すのが競技場審判団あるいは組織の任務である。記載されていない事項の場合は、本規程と FEI 諸規程との最大限の整合性をとり、常識とスポーツマン精神に則って解釈されるべきである。

第 1 編 競技会規則

第 1 章 総 論

第 101 条 競技者

1. 主催及び公認競技会認定種目に出場する競技者は、日本国籍を有する者で JEF の認定する騎乗者資格 A 級または B 級を取得している者であること。
2. 外国籍の選手の取り扱いは次の通りとする。
 - ① FEI 公認競技に出場する選手は、FEI 一般規程に基づく所属 NF からの国際エントリーの提出により、騎乗者資格 A 級取得者扱いとして情報管理を行う。
 - ② JEF 主催・公認競技会に出場する選手は次のいずれかを選択することができる。ただし、いずれの場合も各全日本大会の選手権競技には出場できない。
 - i. 都道府県馬術連盟経由または JEF に直接会員登録する。この場合、FEI 一般規程に基づく所属 NF 発行のゲストライセンスの提出により、騎乗者資格 B 級取得者扱いとする。
 - ii. FEI 一般規程に基づく所属 NF 発行のゲストライセンスの提出に加えて、情報管理料(11,000 円)の納入により、騎乗者資格 B 級取得者扱いとして情報管理を行う。なお、当該選手を所有者として乗馬登録をする場合については第 102 条に示す。
3. 競技会で使用する所属名称は、選手が参加申込を行う際に申告した団体の名称を使用する。なお、使用できる名称は、JEF の正会員ならびに登録会員(団体)とする。
4. 国民体育大会の参加資格については、国民体育大会実施要項総則 5(参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準)、馬術競技実施要項、国体馬術競技会規程を適用する。

第102条 競技馬

1. 主催および公認競技会に参加する競技馬は、参加申込みの際に JEF 乗馬登録が完了していること。
2. 第101条2.② iiの選手が所有者となって登録する乗馬については以下の通り取り扱う。
 - ① 乗馬登録関連の手数料はすべて半額（新規・更新・変更）とするが、当該馬の所有者を当該外国籍選手から当連盟の会員に変更する場合は、新規登録料の差額分を納入すること。それ以降の手数料は通常の額とする。
 - ② 主催・公認競技会においては当該競技の参加資格のあるすべての選手が騎乗することができ、その成績は当該馬のポイントに加算される。ただし、全日本大会において騎乗できるのは当該外国籍選手に限る。
3. 外国籍選手が騎乗して FEI 公認競技に出場する乗馬については JEF 登録を義務付けない。その場合、当該競技の結果は JEF システムには掲載するが、全日本大会出場のためのポイントは付与しない。
4. 主催競技会に参加する競技者は、乗馬登録証を携行しなければならない。

第103条 競技成績

1. 主催および公認競技会の実行委員会は、別に定めるところにより、全成績記録を作成の上、競技会終了後1週間以内に JEF に報告しなければならない。
2. 主催競技会実行委員会あるいは公認競技会主催者及びその審判長からの報告に基づき、選手・馬匹の競技成績をデータベースに登録するものとし、自由に閲覧できるものとする。
3. 記録の範囲は、JEF に登録されている選手及び馬匹とする。
4. 成績証明書発行申請を行う場合、競技会成績証明書発行手数料（5,500 円〈税込〉）を添えて申請する。
5. JEF が承認した公認競技会（ただし障害★★★★に限る）に対して、JEF 会長名の賞状を1枚提供する。なお、対象競技は、主催者が1競技を指定することができる。また、賞状を提供する競技には JEF 会長杯名義を使用することができる。ただし、経費は主催者の負担とする。

第104条 参加申し込み

1. 主催および公認競技会への参加申し込みに関する責任は、選手が負うものとする。
2. 事実と異なる事項を記載または実施要項に記載された資格及び条件に違背するところがある場合、当該競技に参加することはできない。

第105条 広告と宣伝

1. 国民体育大会を除く全ての競技会において、選手は衣類や装具のメーカー名またはスポンサーのロゴの入った服装を着用することができる。

2. 名称およびロゴの掲出場所、サイズ、適用種目は下表の通りとする。
 なお、複数のロゴを掲出する場合、全てのロゴが指定のサイズ内に収まっていること。

日馬連主催・公認競技会で選手・馬につけられるスポンサーロゴ

| 掲出場所・サイズ | 障害 | 馬場 | 総合 | エンデュランス |
|--|----|----|-----------------|---------|
| 鞍下ゼッケンの両側に各 200 cm ² 以内 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ジャケット・上衣の胸ポケットの高さに 左右両側各 80 cm ² 以内 | ○ | ○ | ○ (馬場と障害のみ) | × |
| キュロットの左足部分に 80 cm ² 以内 (縦最大 20 cm、横最大 4 cm) | ○ | × | ○ (クロスと障害のみ) | × |
| シャツの両襟・ハンティングストックの両側、 女性のブラウスのカラー中央に各 16 cm ² 以内 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ジャケット・上衣のいずれかの腕部分に 200 cm ² または両側の腕の部分に各 100 cm ² | × | × | ○ (クロスのみ) | ○ |
| ヘルメットの中央部分縦に 125 cm ² (縦最大 25 cm、横最大 5 cm) | ○ | × | ○ (クロスと障害のみ) | ○ |
| イヤーフードに 75 cm ² 以内のロゴ | ○ | ○ | ○ | × |

3. TV契約で認められていれば、アリーナの側面と障害物に広告を表示することができる。スポンサー付き障害物の規格詳細は、本規程の第 208 条 3 に網羅されている。
4. 本条項でいう競技場内とは、選手が審査を受ける場所と馬体検査を受ける場所全てを含む。

第 106 条 危険の回避

競技場審判団が危険であると判断した場合は、関係役員と協議の上、危険の回避に努めなければならない。なお、実施要項等を変更する場合は、周知徹底しなければならない。

第 107 条 虐待行為

1. いかなる人物も競技会の開催中、あるいはその他いかなるときにも馬の虐待行為を行ってはならない。「虐待行為」とは次にあげる何れの行為も含め、またこれに限定することなく、馬に対して痛みや不必要な不快感を起こさせたり、起こすと思われる行為、あるいは不作為をいう：

- ・馬に対して何らかの電気ショック装置を使用すること
- ・過度に、または執拗に拍車を使用すること
- ・銜、あるいはその他の器具で馬の口を突く行為
- ・疲労している馬や、跛行している馬、負傷している馬で競技に出場すること
- ・馬の「肢たたき」をすること
- ・馬体のいかなる部分であれ、知覚過敏処置あるいは知覚鈍麻処置を取ること
- ・十分な飼料や飲水を与えなかったり、あるいは運動もしない状態で馬を放置すること
- ・障害を落下させた時に馬に過剰な痛みを与える装置や器具を使用すること

2. 馬への虐待行為を目撃した者は、直ちに抗議書式（第 129 条）にて報告しなければならない。競技会開催期間中に、あるいは競技会に直接関連して馬への虐待行為を目撃した場合は、抗議（第 129 条）として役員へ報告するものとする。その他の時期に馬への虐待行為を目撃した場合は、JEF 司法委員会へ付託のため抗議（第 129 条）として JEF 理事長へ報告しなければならない。

第 108 条 選手の保護

1. 競技場審判団は、医事担当役員と協議のうえ、重症あるいは重症になり得る怪我や健康状態のため競技継続は不適合である選手について、いつでも競技あるいは競技会全般から外することができる。

第 109 条 馬の保護

1. 競技会期間中、参加馬の治療行為は、馬への福祉および人馬の安全確保のため、原則として禁止する。ただし、事故や急病に対処するため主催者側の許可を得たときは治療することができる。
2. 緊急を要する治療を行ったときは、治療後に主催者に届け出なければならない。
3. 主催者の許可を得た治療であっても、その治療が競技成績に影響を及ぼすと判断されたときは、競技場審判団が、獣医師団長/獣医師団と協議のうえで、競技に継続参加できるかを決定する。また、治療後の競技成績を無効とすることがある。
4. 馬が禁止物質による処置あるいは治療を受けながら競技会に参加できるか否かは、JEF 獣医規程に定める手順に従い、獣医師団長あるいは獣医師団の勧告を受けて競技場審判団が判断する。

第 110 条 準備運動場

準備運動場については、各競技者同一の条件で行うこととし、特定の競技者または馬匹のみが優遇されてはならない。

第 111 条 損害賠償保険

1. 主催競技会への参加申込みにあたっては、何らかの傷害保険への加入を条件とする。
2. JEF は、主催競技会開催の都度、参加競技者及び関係者に対し、団体加入損害賠償保険の契約を行う。この場合、保険料は、当該大会の実行予算にて負担する。また公認競技会においても損害賠償保険の加入を推奨する。

第 112 条 審判員等

1. 主催および公認競技会に従事する審判員、コースデザイナー、スチュワードは、JEF が認定する資格を有する者とし、各種規程に従って任命されなければならない。
2. 主催および公認競技会に大会役員として従事する技術代表、審判員、コースデザイナー、スチュワード、オフィシャル獣医師（JEF 獣医規程 1005 条）、救護医師あるいは装蹄師は、当該競技会において選手として出場することはできない。

第2章 日本馬術連盟主催競技会

第113条 名称

規約第21条に規定する主催競技会のうち全日本馬術大会の名称は、接頭辞として回数及び接尾辞として実施年（西暦）を付して表示する。

第114条 分割

全日本馬術大会は、分割して実施することができる。分割した場合は、競技会名の接尾辞の後に「パートⅠ」または「パートⅡ」を付すものとする。

第115条 実施要項

主催競技会の実施要項は、当該競技本部が作成する。

第116条 開催日程

主催競技会の開催日程は、前年の12月末日までに各競技本部が取りまとめ理事会の承認を得て公表する。

第117条 参加資格

1. 主催競技会における参加資格は、それぞれ次のとおりとする。
 1. 1 全日本障害馬術大会（パートⅠ、パートⅡ）
 - ① 公認競技会における馬のポイントにより出場権を得た馬匹。
 - ② 障害馬術本部が推薦する馬匹。
 1. 2 以下に該当する選手が全日本障害馬術大会パートⅡの中障害Cまたは中障害Dに参加する場合には、騎乗馬匹の年齢を7歳以下に制限する。但し、競走馬からの転用馬に関しては、競走馬の登録抹消日から3年以内であれば、馬匹の年齢が8歳以上でも参加することができる。
 - ・ 前年度の全日本障害馬術大会パートⅡ以降に実施された公認競技会または主催競技会において、大障害種目に出場した選手
 - ・ 前年度の全日本障害馬術大会パートⅠで実施された大障害飛越競技以外のいずれかの種目（予選競技を含む）で10位以内に入った選手
 - ・ 前年度の全日本障害馬術大会パートⅡ以降にナショナルチームに認定されているもしくは認定されていた選手
2. 全日本馬場馬術大会（パートⅠ、パートⅡ）
 - ① 公認競技会におけるポイントにより出場権を得た人馬。
 - ② 馬場馬術本部が推薦する馬匹。
3. 全日本総合馬術大会（パートⅠ、パートⅡ）は、実施要項にて規定する。
4. 全日本エンデュランス馬術大会は、実施要項にて規定する。
5. ヤング、ジュニア、チルドレンについては、各大会実施要項にて規定する。

第118条 推薦基準

- 1 前条における本部推薦の基準は以下の通りとする。
 1. 1 全日本障害馬術大会
 - ・対象となる選手はナショナルチームのメンバーとする。
 - ・対象大会は全日本障害馬術大会パート I とし、大障害飛越競技 A・Bのみとする。
 - ・騎乗する馬匹は、1 選手 3 頭までとし、選手・馬匹参加料は無料とする。
 1. 2 全日本馬場馬術大会
 - ・対象となる選手はナショナルチームのメンバーとする。
 - ・対象大会は全日本馬場馬術大会パート I とし、選手権競技のみとする。
2. 推薦での出場頭数は、総馬匹数の概ね 2 割以内とし、推薦依頼が多数の場合は過去の実績と会場の厩舎数をもとに各競技馬術本部が選考する。
3. 推薦の選手及び馬匹は大会プログラムにその旨明記する。
4. 全日本障害馬術大会パート I およびパート II の各大会において、ランキングポイントによる出場権獲得馬リストの発表後、規約第 6 条の地域区分において出場資格獲得馬が 5 頭未満の場合、以下の条件により地域参加枠を配分する。
 - ・獲得馬が 2 頭以下の場合 → 地域参加枠 3 頭
 - ・獲得馬が 3 頭の場合 → 地域参加枠 2 頭
 - ・獲得馬が 4 頭の場合 → 地域参加枠 1 頭
 - ・獲得馬が 5 頭以上の場合 → 地域参加枠 0 頭
5. 地域参加枠で出場する人馬は、ポイント対象期間の公認競技会においてグレード宣言しているクラスで 1 回以上の完走実績があること。
6. 全日本障害馬術大会に出場できる種目は、宣言しているグレードと同一であること。

第119条 ジュニア層の年齢区分

ジュニア層の年齢区分は以下の通りとする。

| | |
|-----------|--------------------------------|
| チルドレンライダー | 10 才となる暦年の始めから 16 才となる暦年の終わりまで |
| ジュニアライダー | 14 才となる暦年の始めから 18 才となる暦年の終わりまで |
| ヤングライダー | 16 才となる暦年の始めから 22 才となる暦年の終わりまで |

第120条 大会役員の編成

1. 主催競技会の大会役員編成は、別表 3 による。
2. 国民体育大会馬術競技の中央競技役員編成は、別表 4 による。

第121条 実施競技

実施する競技は、国内最上位クラスで行う選手権競技のほか、理事会で承認する競技とする。

第122条 開催

全ての主催競技会は、当該競技本部が実行委員会を編成して準備・運営にあたり開催する。

第123条 開催地の選定

会場地については、当該競技本部が選定を行い理事会に報告する。

第124条 個人情報の取り扱い

日本馬術連盟プライバシーポリシーに従うこととする。

第3章 法務制度

第125条 序文

1. 法務制度を以下の通り定める。
 1. 1 定款、規約、諸規程に基づいて任命された役員と団体の法的権限と責任
 1. 2 科罰の範囲
 1. 3 JEF 管轄下にある個人や団体の行為あるいは行動に対する抗議と報告を行う手順
 1. 4 定款、規約、諸規程に基づいて職務を遂行する個人や団体が下した決定または科罰に対する上訴の手続き
2. 抗議あるいは上訴に対して判断を下すにあたり、この任にあたる期間は書面や口頭の類を問わず入手可能な証拠を検証して、可能であれば当事者全員から聞き取り調査を行い、これに関わる物証全てを考察し、いかなる場合も偏りのない公正な判断を下すよう尽力しなければならない。

第126条 利害の抵触

JEFにおいて何らかの役職についている個人が、他者の行動の動機づけに影響を与える可能性がある、または影響を与えられと思われる多様な利害の一つでも関わっている、または関わっていると思われる場合は、実質的な利害の抵触が存在すると言える。

利害の抵触とは、JEFを代表するか、あるいはJEFのためまたはJEFの代理としてビジネスまたはその他の取り引きを行う際に、客観性に影響を与える可能性がある、あるいは影響を与えられる、家族関係を含む、個人的な関係、職業上の関係または金銭的な関係と定義づけられる。

回避可能な利害の抵触は回避しなければならない。しかし、利害の抵触はオフィシャルとして必要な経験や専門性に関連している。利害の抵触と専門性とのバランスは当該競技種目規程に規定されるべきである。(JEF)

第127条 競技場審判団－任務

1. 競技場審判団は、競技会開催中もしくはこれに直接関連して発生した事柄について、同審判団の管轄期間内に提出されたすべての抗議と報告を処理する権限を有する。
2. 競技場審判団の管轄期間は、主催者と選手関係者の公式ミーティングあるいは1回目のホース・インスペクション開始の1時間前に始まり、各々の競技種目に応じ、その種目の最終成績発表後30分までとする。
3. 獣医療がからむ特殊な事例であり、上訴委員会が設けられていない場合には、競技会の獣医師団長あるいは獣医師代表を顧問の資格で競技場審判団に加わるよう招請しなければならない。
4. 役員（JEFが任命した役員を除く）、馬の所有者、馬の管理責任者、選手、チーム役員に対して、競技場審判団は以下の科罰を科すことができる：

4. 1 警告；
 4. 2 50,000円までの罰金－JEFへ支払うこと；
 4. 3 競技から1頭あるいは複数頭の馬の失格処分；
 4. 4 制限区域から許可なく馬を退出させた場合、この馬に騎乗する選手は1頭あるいは複数頭について、それ以降24時間の競技出場停止処分。問題の馬は自動的に当該競技会の残りの競技から失格となる；
 4. 5 違反が重大と思われる場合は競技会開催中に即時失格処分とし、上訴委員会（上訴委員会が設置されていない場合はJEF司法委員会）へ付託する。
5. 決定は書面にて当事者に通達されなければならない。科罰を伴う場合は公認競技会審判長がこれを記録しなければならない。
6. 以下の場合には競技場審判団の下した決定に対して上訴はできない：
6. 1 決定に関わる疑義が競技中における実際の演技観察、あるいは演技に対して与えられる得点などの場合；
例（これに限定されるものではないが）：
障害落下があったかどうか、馬が不従順であったかどうか、馬が障害を拒止したのか飛越中の障害落下なのか、落馬あるいは人馬転倒か、コンビネーション障害で馬が巻乗りをしたのか、拒止かあるいは逃避か、走行に要した時間はどうかであったか、時間内に障害を飛越したか、競技規程に基づいて判断した場合に、選手が通過した特定経路は減点対象となるかどうか。
 6. 2 ホース・インスペクション不合格の場合を含め、獣医学的理由による馬の失権；
 6. 3 科罰が追加されることのない警告の発令；
 6. 4 競技会期間中の即時失格
7. 競技場審判団は、以下の場合には上訴委員会へ付託する：
7. 1 競技場審判団の権限を超えた事例；
 7. 2 競技場審判団の権限内ではあるが、競技場審判団が科すことのできる科罰以上に厳しいものが相応しいと思われる事例；
 7. 3 馬に対する虐待行為であるとの申し立てに関わるものであるが、競技を審査するという観点から直ちに判断が必要なわけではなく、またその主たる任務は競技の審査であることに鑑みて、上訴委員会による対応がより適切であると思われる事例

第128条 上訴委員会－任務

1. 上訴委員会の設置が指定されている競技会では、委員長とメンバー2名以上は、競技会期間中、即ちその管轄期間を通していつでも対応できる状況になければならない。競技場審判団に提出された抗議が保留となっている場合は、この問題に関する競技場審判団の決定が発表されてから1時間が経過するまで、上訴委員会は対応できる状態になければならず、またその管轄権が及ぶ範囲となる。
2. 上訴委員会は以下の事例を扱うものとする：
 2. 1 第127条6に定めるものを除く、競技場審判団の下した決定に対する上訴。この場合は上訴委員会の決定が最終のものとなる；
 2. 2 上訴委員会に提出された抗議、あるいは競技場審判団から上訴委員会に付託された抗議、および競技場審判団の権限を超えた事例すべて；
 2. 3 乗馬登録の不正行為に関する報告および予防接種歴の不備に関する報告；
3. 獣医療に関わる事例で相応と思われる場合は、競技会の獣医師団長か獣医師代表を顧問の資格で上訴委員会に加わるよう要請しなければならない。

4. 役員、馬の所有者、馬の管理責任者、選手、チーム役員に対して、上訴委員会は以下の科罰を科すことができる：
 4. 1 警告；
 4. 2 100,000円までの罰金－JEFへ支払うこと；
 4. 3 一競技あるいは競技会全体から1頭、あるいは複数頭の馬の失格処分；
 4. 4 制限区域から許可なく馬を退出させた場合、この馬に騎乗する選手は1頭あるいは複数頭について、それ以降24時間の競技出場停止処分。問題の馬は自動的に当該競技会の残りの競技から失格となる；
 4. 5 違反が重大と思われる場合は競技、あるいは競技会全体から1頭もしくは複数頭の馬を即時失格処分とし、(JEF 司法委員会への付託のため) JEF 理事長へ委託する。
5. 上訴委員会は以下の事例について、JEF 司法委員会への付託のため JEF 理事長へ報告するものとする：
 5. 1 その権限を超えた事例
 5. 2 上訴委員会の権限内の事例ではあるが、上訴以外の内容であり、上訴委員会が科すことのできる科罰よりも厳しいものが相応しいと思われる事例

第129条 抗議

1. 主催あるいは公認競技会に何らかの資格で関与している人物あるいは団体に対して、もしくは JEF の管轄下にある人物あるいは団体に対して、主催/公認競技会の期間中あるいはこれに関連して、もしくはその他の時点で発生した場合であっても、諸規程の遵守不履行、または共通の行動原則、公平性あるいは皆が共有する標準的なスポーツマンシップへの違反行為などについて、抗議を申し立てることができる。
2. 抗議は、都道府県馬連会長、国民体育大会の参加チーム監督、役員、団体会員代表者、代表者不在の場合は競技会出場馬の管理責任者が行える。例外として馬への虐待行為に関わる抗議は、いかなる人物あるいは団体でも提出することができる。
3. 下記7項に記載された事項を含め、競技の開催あるいは運営において、諸規程の遵守を怠った場合は、競技場審判団の管轄期間中に同審判団へ抗議を提出しなければならない。
この他の事項に関わる抗議は上訴委員会の管轄期間中に同委員会へ、また上訴委員会が設けられていない場合は競技場審判団へ提出しなければならない。
4. 競技会開催中もしくはこれに直接関連して発生したのではなく、もしくは競技会終了後まで判明しなかった事柄に関する抗議は、JEF 理事長宛に報告し、これには JEF 司法委員会が対応するものとする。事例が競技会への移動中、あるいは検疫やトレーニング、環境順応期間中を含めて到着後に起きた場合は競技会に直接関連して発生したものと見なす。
5. JEF 司法委員会へ付託のために JEF 理事長宛てに提出する抗議は、当該競技会終了後、14日以内に JEF 理事長の元へ届かなければならない。
6. 抗議は書面で準備し、抗議申し立て資格のある人物が署名し、場合によってはその抗議の裏付けとなる証拠と証人の氏名と共に必要な保証金を添えて、自ら競技場審判団長あるいは上訴委員長へ提出するか、あるいは JEF 理事長へ送付しなければならない。

7. いかなる状況であっても、以下の事柄に対する抗議は競技場審判団宛てに、次の制限時間内に行うことができ、これらに対する競技場審判団の判断を踏まえなければ上訴委員会へ上訴する権利はない：
 7. 1 選手あるいは馬の出場資格、あるいはアリーナの馬場状態に関する抗議：当該競技開始の30分前まで；
 7. 2 障害馬術競技の障害区間における障害、コースプラン、コース全長に関する抗議：競技開始の15分前まで；
 7. 3 総合馬術競技会におけるクロスカントリー障害、あるいはコース、またエンデュランス競技のコースに関する抗議：当該競技が行われる前日の午後6：00まで；
 7. 4 競技中の不正行為や偶発事例、あるいは競技成績に関わる抗議：競技成績の発表後30分まで
8. いかなる状況であっても、JEF 理事長が、自らの裁量により正当と判断した場合においては、いかなる人物あるいは団体による抗議、いかなる人物あるいは団体に対する抗議、もしくは自ら主導して提出した抗議については、時を選ばずいかなる事柄であっても、保証金がない場合においても、JEF 司法委員会へ付託することができる。
9. 抗議を行う人物は、できれば事例の証人を立てると共に他の形態の証拠を確保し、抗議の提出先団体へ証人の同行を願うか、あるいは証人の氏名と住所を記載して正式に署名を受けた証人による陳述書を準備しなければならない。
10. 審判長/審判員、技術代表、獣医師団長は、抗議の要因となったあらゆる行為、あるいは義務不履行を JEF 理事長へ報告しなければならない（保証金なし）。

第130条 上 訴

1. 正当な利害を有する人物あるいは団体であれば、規約および一般規程、競技規程に基づいて権限を与えられた人物あるいは団体が下した決定に対して、上訴することができる。但し、容認されるものには制限がある（下記2項を参照のこと）：
 1. 1 競技場審判団が下した決定に対する上訴については、上訴委員会（上訴委員会が設けられていない場合は JEF 司法委員会）へ
 1. 2 上訴委員会による決定に対する上訴については、JEF 理事長を通して JEF 司法委員会へ
 1. 3 JEF 司法委員会による決定に対する上訴については、日本スポーツ仲裁機構へ。このような上訴を行う人物あるいは団体は、JEF 理事長へこの旨を通知し、上訴文書のコピーを提出しなければならない。
2. 以下の事柄に対する上訴は認められない：
 2. 1 第127条6. 1～4に網羅された事例（あるいは上訴委員会が設けられていない場合にアリーナや障害、コースに関わる事例）における競技場審判団の決定；
 2. 2 競技場審判団が出した決定に対する上訴について、上訴委員会が下した決定；
 2. 3 上訴委員会が設けられていない場合で、競技場審判団が出した決定に対する上訴について JEF 司法委員会が下した決定
3. 上訴委員会への上訴は文書で準備し、これに署名して、裏付け証拠書類を添付するか、あるいは1名または複数の証人を伴って、競技場審判団の決定が出された後1時間以内に行わなければならない。

4. 上訴委員会が設けられていない場合、JEF 司法委員会への上訴は文書で準備し、これに署名して、裏付け証拠書類を添付するか、あるいは1名または複数の証人を伴って、競技会終了後14日以内にJEF 理事長へ提出、あるいは出向かなければならない。選手に関わる内容の上訴権は、選手あるいは馬の能力資格の問題、および競技規程の解釈にからむ問題に限定される。
5. JEF 司法委員会への上訴は JEF 理事長宛てに送るものとするが、上訴者本人またはその委任を受けた代理人が署名し、裏付け証拠書類を添付するか、あるいは1名または複数の証人を指定の公聴会に伴うこととし、またこの上訴は先の決定事項通知が JEF 理事長から送付された日より30日以内にJEF 理事長の元へ届かなければならない。
6. 1 日本スポーツ仲裁機構への提訴は裏付け証拠書類を伴い、スポーツ仲裁規則に定める手順に従って、日本スポーツ仲裁機構事務局へ送付しなければならない。
6. 2 スポーツ仲裁規則に示された期限以降に日本スポーツ仲裁機構の元へ届いた提訴については、検討の対象とならない。
7. 新たな証拠を上訴で提示することはできない。ただし、相当の努力を払っても第一審前の公聴会までにこの新たな証拠を得ることが不可能であったと示された場合を除く。

第131条 保証金

1. 競技場審判団あるいは上訴委員会に対する抗議と上訴には、JEF に対して10,000円の保証金を添えなければならない。
2. JEF 司法委員会への抗議と上訴には、JEF に対して30,000円の保証金を添えなければならない。
3. 馬への虐待行為にかかわる抗議については保証金を添える必要はない。
4. 日本スポーツ仲裁機構への抗議と上訴については、スポーツ仲裁規則に従って手続きを行うものとする。

第132条 抗議、上訴、および科罰の記録

1. 審判団長（総合馬術競技会の場合は技術代表）は JEF 理事長への報告書の中で、競技場審判団が受け付けたすべての報告と抗議について記載するとともに、他の関連事項も含めてこれらに対して競技場審判団が下した決定と科罰について記載しなければならない。
2. 上訴委員長は、上訴委員会が受け付けたすべての抗議、報告、上訴について JEF 理事長へ報告するとともに、他の関連事項も含めてこれらに対して上訴委員会が下した決定と科罰について報告しなければならない。
3. JEF 理事長は以下について責任を負う：
 - (i) イエロー警告カードの発行の記録と JEF 司法委員会が決定した内容の通知
 - (ii) JEF 司法委員会の議事録と日本スポーツ仲裁機構の決定についての記録
 - (iii) 上記機関の決定とその発効日を当事者に通知すること
 - (iv) 公表に値すると考える決定事項、あるいは公表すべき決定事項すべてについて発表すること
 - (v) 競技会役員からの報告書の処理

第133条 裁定内容の履行時期

1. 上訴できない事例に対する裁定は即時発効し、可能な限り速やかにその旨が当事者または団体に通知されなければならない。
2. 裁定内容の通知後に上訴権の放棄が行われた場合、上訴権を放棄した当事者に対する裁定は、権利放棄の通知が JEF に届いた日に発効する。
3. 上訴可能な事例についての競技場審判団および上訴委員会の裁定は、その裁定内容の発効時期は、上訴可能期間の終了時あるいは当事者が公式に上訴権を放棄したときのいずれか早い時期となる。
4. 上訴権のある事例においても、JEF 司法委員会による第一次裁定あるいは JEF 司法委員会または日本スポーツ仲裁機構による第二次あるいは最終的な裁定内容は、当事者または団体あてに書面で通知された日あるいは JEF 司法委員会または日本スポーツ仲裁機構が特に定めた日から発効することがある。
5. 上訴委員会による第二次あるいは最終的な裁定は、当事者または団体にその内容を通知した日から発効されるべきである。

第134条 科 罰

1. 適正な科罰を科すよう、決定を下す際には以下の要因とともに、これに関連する他の要因も考慮するべきである。
 1. 1 行為あるいは義務不履行が、その違反者が選手に不公平な利益をもたらしたかどうか
 1. 2 行為あるいは義務不履行が、他の人物あるいはこれに関わる団体に物的損害を与えたかどうか
 1. 3 行為あるいは義務不履行が、馬への虐待行為に関わるものであったかどうか
 1. 4 行為あるいは義務不履行が、このスポーツに関わる人物の尊厳、あるいは誠実さを傷つけるものであったかどうか
 1. 5 行為あるいは義務不履行が、詐欺や暴力、虐待、あるいはこれに類する犯罪行為に関わるものであったかどうか
 1. 6 行為あるいは義務不履行が、故意であったと見なされたかどうか
2. 意図的ではなく、また重大な結果に至らなかった些少な侵犯や違反行為の場合は、口頭または書面による警告を与えることが適切である。
3. 特に違反者が注意を怠ったような事例では罰金を科すことが適切である。
4. 定款、規約、諸規程あるいは各種競技会規程に明記されている場合、あるいは迅速な処置が必要な状況では失格処分が適切である。
 4. 1 競技からの失格とは、馬の所有者が変わった場合でも当該選手とその騎乗馬 1 頭、あるいは複数頭が出場リストと順位から除外され、その競技で獲得した賞金が没収されることを意味する。
 4. 2 競技会からの失格とは、馬の所有者が変わった場合でも当該選手とその騎乗馬 1 頭、あるいは複数頭が当該競技会で残りの競技への参加が禁じられることを意味し、(4.1 項に示す規定に加えて) 定款、規約、諸規程あるいは各種競技会規程に定める場合には当該競技会でそれ以前の競技において獲得した賞金の没収も含まれる。

5. 意図的あるいは甚だしい不注意による諸規則の侵害や違反行為があった場合は、JEF 司法委員会が課す諸条件に従い、出場停止処分が適切である。事例によっては、定款、規約、諸規程あるいは各種競技会規程に基づいて、自動的に出場停止処分となる場合もある。
5. 1 出場停止処分は明示された期間中効力をもち、この間は当該処分を受けた人物、馬あるいは団体は、選手、競技馬あるいは役員として競技または競技会に参加することができず、JEF が管轄する競技会、あるいは規約第 6 章に従って JEF が管轄する競技会の運営や参画もできない。
5. 2 出場停止処分の発効時を決定する際には、正当な科罰を執行するよう、適正な管轄団体が違反の重大性を斟酌しなければならない。
- 6.
6. 1 上記 3～5 項に矛盾することがあっても、「馬アンチ・ドーピングおよび薬物規制規程」(EADMCR) 条項に反する事例については、EADMCR に定める科罰を適用する。
6. 2 いかなる形態における馬の虐待（肢たたき、四肢の知覚過敏処置、あるいは知覚鈍磨処置、禁止されている調教方法など）も、1,200,000 円を上限とする罰金と／あるいは 3 ヶ月から終身の出場停止処分が科される。
6. 3 競技会役員または競技会に関わる第三者（他の選手、ジャーナリスト、観客など）に対する不穏当な行動には、15,000～800,000 円の罰金と／あるいは 3～12 ヶ月の出場停止処分が科される。
6. 4 いかなる種類の不正、暴力、また競技会に適用される国内法で犯罪行為と定義される行動には、100,000～1,200,000 円の罰金と／あるいは 1 ヶ月から終身の出場停止処分が科される。
7. 上記 6.2 項と 6.3 項に記載した違反で、それほど重大な性格のものではない場合と／あるいは各種競技会規程に定める事例について：
 7. 1 法務制度に定める手順をとらず、競技場審判団長、上訴委員長およびチーフ・スチュワードが馬の管理責任者にイエロー警告カードを手渡すか、あるいは他の適切な方法で発行する。
 7. 2 同じ馬の管理責任者が、最初に警告通知書を発行された時点から 1 年以内に、同じ競技会あるいは他の主催あるいは公認競技会で再度警告通知書を受け取った場合、この馬の管理責任者はその出場している競技会終了直後から自動的に 2 ヶ月間の競技出場停止処分を受ける。JEF 理事長は、この馬の管理責任者に対して出場停止処分を通告する責務を負う。
 7. 3 警告通知書を発行した場合は、当該競技会の主催者ならびに JEF 理事長に報告しなければならない。
8. 場合により罰金と出場停止処分、失格が組み合わされた科罰となることもある。罰金額と出場停止期間は前記 6 項のガイドラインと状況に鑑みて決定する。
9. 法務制度に則って科された罰金は、すべて JEF に支払われるものとする。組織委員会やその他の団体に支払うのではなく、請求を受けた段階で JEF へ支払わなければならない。支払いの請求を受けてから 30 日以内に罰金を支払わなかった者は、罰金の支払いが完了するまで自動的に出場停止処分となる。不注意により罰金が組織委員会、あるいは他の何れかの人物に支払われた場合は、JEF へ送金しなければならない。

10. JEF 司法委員会の決定により、敗訴した当事者に対して、JEF が司法手続きに要した経費として 50,000~600,00 円を課す場合がある。更に公聴会の開催により、あるいは審理が過度に長引いた場合、またはその他の予期せぬ事由により JEF の支払う審理経費が増加した場合は、当事者に対して更に 850,000 円を上限として経費支払いが命じられることもある。公正さを期して、公聴会がその他の公聴会や JEF 司法委員会の運営会合と兼ね合わせで行われる場合の JEF 負担経費は、個別に計算されるものとする。

第6編 設定せず

第7編 設定せず

第8編 エンデュランス競技

本編はFEIエンデュランス競技規程第10版（2020年1月1日施行）による。

ホースマンシップと馬のウェルフェアは、エンデュランスライディングの核心である。エンデュランスは、エンデュランスコース走行で馬を安全に管理できる選手の能力を問うものである。これは馬のウェルフェアを損ねることなく、コース、距離、天候、地形、気候、時間に対する選手と馬のスタミナや競技への参加適性を審査するようデザインされている。

このスポーツの基本理念は、すべてのフェイズと必須である獣医師によるインスペクションすべてを含むエンデュランスコースを完走することである。競技会への出場資格認定システムは完走を基準にしており（またこれに報いるものであり）、本スポーツのどのレベルにおいてもホースマンシップの促進を目指して企画されている。

第800条 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第801条 馬のウェルフェア

801.1 馬のウェルフェアはエンデュランスにおける最優先事項である：常に馬の健康と安全、ウェルフェアを守るためには可能なすべてを尽くさなければならない。この基本理念は、選手、トレーナー、ホースオーナー、クルーメンバー、支援要員、チーム、チーム監督および役員を含め、競技会に参加するすべての人員に課された最も重要な責務である。いかなる立場であっても競技会に参加する人物である限り、第801条と「FEI馬スポーツ憲章－馬のウェルフェアのために－」の文言と精神を厳格に遵守しなければならない。

801.2 第801条1に加えて：

801.2.1 選手は馬の効率的で安全な騎乗知識をもっていなければならない、常に人馬の安全に配慮しなければならない。

801.2.2 選手は気候と他の条件を考慮し、馬のウェルフェアを損なうことなく、コース走行に際して自馬の健康状態の安全管理に責任がある。

801.2.3 馬が何らかの疾病に罹患しているか負傷している場合、もしくは競技能力に悪影響を与えるか増強させる効果のある薬物治療を受けている場合、選手は当該馬を競技に参加申込したり出場させることはできない。

801.3 JEFは馬への残忍な行為や虐待行為については、いかなる違反も許さない：(JEF)

801.3.1 第801条および／または「FEI馬スポーツ憲章－馬のウェルフェアのために－」を遵守しなかった場合は、馬への虐待行為とみなされ得る。

801.3.2 競技会において、競技場審判団の判断で明らかに馬への残虐な行為あるいは虐待に相当するいかなる作為あるいは不作為は、イエローカードが発行されて失格となり、また本規程に示す別段の措置を受け、当該選手は JEF に報告される。(JEF)

801.3.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

801.4 報告要件：第 801 条 3.2 報告書には、可能な限りその目撃者の署名と住所を添えなければならない。この報告書は競技場審判団または組織委員会の事務局長へ可及的速やかに提出しなければならない。(JEF)

第 802 条 主催および公認エンデュランス競技会 (JEF)

802.1 40 km以上の距離でエンデュランス競技を行う。

802.1.1 距離の表示は実測値とする。

802.1.2 走行時間制限は設営するコースによって適正速度を考慮し、設定しなければならない。走行平均速度が時速 8 km以上となるよう設定する。

第 803 条 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 804 条 競技実施要項 (JEF)

804.1 競技実施要項は本規程に則って JEF の承認を受けなければならない。JEF は承認した段階で競技実施要項を公開する。

804.2 競技実施要項には（少なくとも）次の記載が必要である：(i)競技種目、(ii)参加申込締切日、(iii)参加申込料、(iv)出場資格、(v)最低重量要件（ある場合）、(vi)コース全長、およびコース上のループ数とその距離、(vii)コース概要（高度の変化を含む）、(viii)クレーポイントの数と場所、および馬への給水ポイント、(ix)制限時間（該当する場合は、総走行制限時間およびフェイズごとの走行制限時間）、(x)スタートの場所と時刻、(xi)ホールドタイム、そして(xii) 褒賞。

804.3 競技実施要項には参加者に関わる管理情報（例：交通手段、選手とクルーメンバーの宿泊施設、厩舎、馬糧など）についても記載することが望ましい。

第 805 条 負担重量 (JEF)

805.1 距離 100 km未満の競技では負担重量は設定しない。100 km以上の競技で最低負担重量を設定する場合は 70kg とする。負担重量の検量は、必要な場合は乗馬用具（頭絡は除く）を持った状態で行う。

805.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。

805.3 競技会において最低負担重量を設定した場合、要件の遵守：

805.3.1 組織委員会は、競技会にて正確な重量計を提供しなければならない。

805.3.2 選手は競技中、コースのループを走行している間（コース上を騎乗中あるいは馬を曳いている間を含む）は常時、最低負担重量を装着していなければならない。

805.3.3 検量はスタート前と(役員がその旨要請した場合は)フィニッシュ後に行わなければならない。
また役員の要請があれば検量を競技中のいかなる時点でも無作為に行うことができる。

805.3.4 選手が最低重量要件を遵守し損ねた場合、あるいは検量を受けなかった場合は失格となる。

第 806 条 競技出場は選手 1 名につき馬 1 頭

いかなる競技においても選手は 2 頭以上の馬で出場することはできない。

第 807 条 スタート方法 (JEF)

807.1 競技(数日間にわたって開催される競技)の初日、あるいは競技(1日で行う競技)当日は、一斉スタート方式を採用しなければならない。馬は合図があるまでスタートラインを通過してはならない。

807.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

807.3 数日間にわたって開催される競技の 2 日目以降は、一斉スタート方式または時間差スタート方式を採用することができる。時間差スタート方式を採用する場合であれば、人馬コンビネーションは前日の走行終了時に記録された時間差を以て翌日もスタートしなければならない。一定の時間帯(例:1時間)はこの方法でスタートを継続するが、この時間は競技場審判団長と技術代表が組織委員会と協議のうえ決定する。それ以後は残っている選手の一斉スタートとなる。

807.4 人馬コンビネーションが誤ったスタート(すなわちスタートの合図前に第 1 ループのスタートラインを通過したり、ホールドタイムが終了する前に次のループのスタートラインを通過すること)をした場合、この人馬は戻ってスタートラインを再度通過しなければならない。これを怠った場合は失格となる。この人馬コンビネーションのスタート時刻は本来のスタート合図があった時点から継続する。

807.5 人馬コンビネーションがスタート時刻にスタート地点に現れない場合も、この人馬は予定時刻にスタートしたものととして、そのスタート時刻が記録される。公式スタート時刻を 15 分過ぎた場合は出場できない。本条項を遵守しなかった場合は失格となる。

第 808 条 計時と記録

808.1 走行時間はスタートの合図から人馬コンビネーションがフィニッシュラインを通過するまでを計測する。組織委員会は適切な能力のある者に、(時刻合わせした計時システムを用いて)各ループとフェイズで各人馬コンビネーションの開始と終了の時刻、および速度を正確に計算および記録させなければならない。

808.2 スチュワードおよび/またはタイムキーパーが計時を担当する場合は、計時を行う各ループとフェイズの開始と終了の地点で、各人馬コンビネーションの通過時刻を記録しなければならない。

808.3 各人馬コンビネーションは各フェイズ終了後に、タイムカードまたは信頼できる代替品を渡される。

808.4 使用する主たる計時システムが電子機器である場合、組織委員会はすべての電源が使用できなくなった時に使用できるよう、代替電源および時間管理と記録管理のバックアップシステムを準

備しなければならない。(JEF)

第 809 条 順位決定

809.1 **ホースインスペクション**: 競技のあらゆる段階でのホースインスペクションすべてに合格した人馬コンビネーションのみが最終順位決定の対象となる。

809.2 **個人順位**: スタートの順番とルールがいかようであっても、各選手はコースや距離、天候、地形、気候を考慮し、馬のウェルフェアを損ねることなく単独で時間を競っているように、全競技を終えなければならない。すべてのコース要件を遵守し、すべてのホースインスペクションに合格し、薬物規制や諸規程に定める馬と選手の安全のためのその他のプロトコルを遵守した人馬コンビネーションのうち、コース走行を最短時間で終了したコンビネーションがその競技の勝者となる。(JEF)

809.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

809.4 **デッドヒート**: 2 組以上の人馬コンビネーションが同時にスタートし、また同じ総走行時間でフィニッシュとなった場合は、競技場審判団が（スチュワードの支援を得て）どちらの人馬コンビネーションがフィニッシュラインを先に通過したかを判断しなければならず（目視あるいは写真/ビデオ判定により）、この人馬コンビネーションが他方よりも上位に順位決定される。同着とならない場合がある。

809.5 失権、失格、出場辞退、棄権:

809.5.1 人馬コンビネーションがホースインスペクションに合格できなかった場合、全コースを指定通りに完走できなかった場合、適用された速度制限を遵守しなかった場合、および/または完了すべき時間要件を満たさなかった場合、もしくは付則 3 (失権コード) に特定したその他の「失権」事項により人馬コンビネーションが当該競技から離脱させられる場合に、**失権 (FTQ)** となって次のフェイズへは進めず、あるいは最終順位決定の対象外となる。

809.5.2 本エンデュランス規程、他の諸規程、あるいは競技実施要項に違反したため、人馬コンビネーションが競技および/または競技会から離脱させられる場合（あるいは競技および/または競技会終了後に、当該人馬コンビネーションの成績が失格とされた場合）に、**失格 (DSQ)** となる。(JEF)

809.5.3 第 1 回 (競技前) インスペクション時あるいはそれ以前に、選手が自馬の競技出場を取り止めた場合 (他に競技から離脱させられる事由はなく) は、**出場辞退 (WD)** となる。

809.5.4 第 1 回 (競技前) インスペクションに合格した後に、選手が (他に競技から離脱させられる事由はなく) 競技を継続しないと判断した場合は、**棄権 (RET)** となる。ただし(i)当該人馬コンビネーションがスタートラインを通過する前であるか、あるいは(ii)フェイズ終了時点とするが、その場合は当該人馬コンビネーションがそのフェイズとそれ以前のフェイズを完走しており、かつ全頭対象の再インスペクションまたは獣医師の求めによる再インスペクションを含む、各フェイズ走行後のインスペクションすべてに合格していること (各インスペクションでは馬が競技継続に適しているとみなされる必要がある)。

第 810 条 競技からの離脱

810.1 (自主的あるいは他に理由があるかにかかわらず) 競技から離脱した馬は全頭について、直ちに

獣医師団のホースインスペクションを受けさせなければならない。ただし獣医師団長、救護獣医師の許可を受け、当該馬をフィールド・オブ・プレイから認可診療施設に直ちに搬送する場合を除くこととし、当該馬の獣医療記録はこれに基づいて更新される。本条項に違反した場合は、選手にイエローカードが発行され、競技から失格となり、当該馬には 60 日の競技出場停止期間が適用される。(JEF)

810.2 失格あるいは何らかの理由で失権となった人馬コンビネーションは、直ちにコースから退去しなければならない。他に可能な退避手段がない場合（これについては競技場審判団メンバー、あるいは同メンバーが対応できない場合はスチュワードの同意が必要）を除いてコース走行を続けることはできない。(JEF)

第 811 条 競技前ブリーフィング (JEF)

811.1 すべての競技について、競技前ブリーフィングを行わなければならない。選手、チーム監督（該当する場合）、役員、獣医師全員の出席が必要である。クルーメンバーについては出席することが望ましいが、必須ではない。

811.2 本条文は主催および公認競技会では適用しない。

第 812 条 獣医療規制と治療 (JEF)

競技中の獣医療規制と治療に関する条項は付則 5 と JEF 獣医規程に定める。

第 813 条 フィールド・オブ・プレイ

813.1 **フィールド・オブ・プレイ**には以下に記載した場所を含め、競技とこれに関連した獣医師によるインスペクションが行われるすべてのエリアが入る：

813.1.1 **コース**（ループとフェイズに分けられ、詳細は競技実施要項とコース図に示される。第 814 条、第 815 条、第 817 条～第 820 条参照）；

813.1.2 **クルーポイント**（クルーメンバーが自分の人馬コンビネーションを支援できるコース中の指定エリアであり、競技実施要項に特定される。第 822 条 4.1 参照）；

813.1.3 **VET ゲート（獣医関門）**（人馬コンビネーションがホースインスペクションとホールドタイムため各ループ後に停止しなければならない指定エリアで、次のエリアを含む）：

(a) **リカバリーエリア**（各ループ終了後、ホースインスペクションのためインスペクションへ入る前に馬を回復させるエリア。第 816 条参照）；

(b) **インスペクションエリア**（各ループ終了後に馬がホースインスペクションを受けなければならないエリア。第 816 条 3 参照）；および

(c) **ホールドエリア**（馬がインスペクションエリアでホースインスペクションを受けた後に、必要とされるホールドタイムを終えるまで休息できるエリア。第 816 条 8 と第 816 条 10 参照）。

813.2 **フィールド・オブ・プレイへのアクセス：**

813.2.1 フィールド・オブ・プレイへのアクセスは、本エンデュランス規程、獣医規程、他の適用され

た諸規程、競技実施要項に定める通り、あるいは競技場審判団からのアナウンスに従い、制限されることがある。(JEF)

813.2.2 第 816 条 4(インスペクションエリアについてはさらに制限がある)と第 813 条 2.1 に従い、フィールド・オブ・プレイで許可されるクルーメンバーは 1 頭につき 4 名までである。

813.3 フィールド・オブ・プレイで必要な身分証明

813.3.1 コンビネーションを組む選手と馬、および同コンビネーションを支援するクルーメンバーは、フィールド・オブ・プレイにいる間は常時、同一番号での身分証明が必要である。(JEF)

813.3.2 インスペクションエリアへ立ち入る者は組織委員会による公式かつ明確な身分証明が必要である(例えばビブの使用)。このような人物は、インスペクションエリアでは常時、公式な身分証明を身に付けていなければならない。インスペクションエリアで馬に付き添う者は、当該馬と同じ番号を身に付けていなければならない。

813.3.3 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

813.3.4 フィールド・オブ・プレイにて提示が必須である身分証明を身に付けていない人物は、フィールド・オブ・プレイから退去させられるとともに、何らかの追加制裁措置が科される場合がある。適切な身分証明、あるいは相応する正しい番号を身に付けていない人物が選手および/または馬をサポートした場合は、第 822 条 5 に定める禁止される援助とみなされる。

813.4 **人馬コンビネーションのクラス:** 組織委員会は、フィールド・オブ・プレイでは色分けしたビブや腕章、リストバンド、リボン、あるいは指定の連続番号などを使い、はっきりと見える一貫した方法にて人馬コンビネーションのクラス分けをすることがある。

813.5 **馬をはっきり見えるように維持しなければならない:** フィールド・オブ・プレイでは、馬は常時、獣医療役員、競技場審判団および/またはスチュワードからはっきり見える状態にななければならない。馬体の部位を隠したり、および/または観察を妨げるような(人垣を含む)スクリーンや備品、またはいかなる種類のバリアの使用も認められない。観察を妨げるために馬をローリーヤトレーラーに収容してはならない。本条項に違反した場合は失格となり、および/またはイエローカードが発行される。

813.6 本条文は主催および公認競技会では適用しない。

第 814 条 ループ

814.1 コース全長は幾つかのセクション(ループ)に分けなければならない。

814.2 ループタイムは、人馬コンビネーションがループのスタートラインを通過してからそのエンドラインに至るまでを計測する。ループタイムは、リカバリータイムあるいはインスペクションエリアでの所要時間を含まない。

814.3 ループスピードとは、人馬コンビネーションがループを走行した際の平均速度であり、ループ全長を人馬コンビネーションがそのループ走行に要した時間で割って求める。

814.4 ループの要件:

- 814.4.1 第 814 条 4 と第 818 条 3 を遵守し、組織委員会は競技における各ループの長さを決定するとともに、競技場審判団長と獣医師団長にループ数と各ループの長さを通知しなければならない。(JEF)
- 814.4.2 各ループの長さは様々であってもよい（つまりループは等しい距離にする必要はない）。どのループも 20km 以上、かつ 40km 以下でなければならない。
- 814.4.3 競技は 1 日あるいは数日に分けて開催できるが、各競技日ともコースを 2 ループ以上に分けなければならない。(JEF)
- 814.4.4 第 814 条 4.3 に従い、各競技ともそのコース全長に応じて以下のループ数を最小限度入れなければならない：(JEF)

| コース全長 | 最小限度のループ数 |
|-----------|-----------|
| 40-79km | 2 |
| 80-119km | 3 |
| 120-139km | 4 |
| 140-160km | 5 |

- 814.4.5 馬が怪我をするリスクが増すようなスピードを求めてループをデザインしたり設営してはならない。この件については技術代表が最終決定をする。(JEF)
- 814.4.6 コースの中でも要求度の高い部分は、ライドの早い段階に入れるべきである。
- 814.4.7 組織委員会はコース中に少なくとも 10km ごとに馬への給水が可能な場所を設けなければならない。

第 815 条 フェイズ

フェイズ（あるいはフェイズタイム）には人馬コンビネーションのループタイムとループ走行後の馬のリカバリータイムが含まれるが（第 816 条参照）、最終フェイズについては最終ループ走行後のリカバリータイムを含まない。

第 816 条 VET ゲート（獣医関門）

リカバリーエリア

- 816.1 各ループ走行後には、馬がホースインスペクションのためインスペクションエリアへ入る前にリカバリー（心拍数を必須パラメーターまで下げることを含む）できる安全なエリアが必要である。
- 816.2 馬がループのエンドラインを通過してからホースインスペクションのためにインスペクションエリアに入るラインを通過するまで、リカバリーエリアで要した時間を「リカバリータイム」と定義する。馬の心拍数が最大心拍数値を超えていた場合は、インスペクションエリアへ入場した際に記録された時刻を破棄する。心拍数再測定のために再度馬を臨場させた場合は、当該馬が再度インスペクションエリアへ入るラインを通過した時に計時が再び止められ、リカバリータイムとして記録されるのはこの 2 度目にインスペクションエリアへのラインを通過した時点である。

インスペクションエリア

816.3 馬は各ループの走行終了後にホースインスペクションを受けなければならない。リカバリーエリアやホールドエリアから離して、立ち入り制限を設けたインスペクションのための安全なエリアを設けなければならない（**インスペクションエリア**）。

816.4 **インスペクションエリアへの立ち入り**：インスペクションエリアで各馬に付き添えるのは 2 名までであるが、競技実施要項にて更に制限を設けたり、競技場審判団が追加で制限を特定することがある。インスペクションエリアへ入る人物は第 813 条 3 に従い、適正に身分証明を提示しなければならない。

816.5 ホースインスペクション：

816.5.1 ホースインスペクションには、心拍数の回復と代謝機能の状態、歩様、一般健康状態に基づいて馬が競技を継続するにたる健康状態であるかの評価が含まれる。本エンデュランス規程に別段の記載がある場合を除き、各フェイズでのホースインスペクションでの馬の評価はすべて同一獣医師が行わなければならない。

816.5.2 馬をインスペクションエリアへ入れたならば、（スチュワードの指示に従って）一定の前進運動を見せながらインスペクションエリア入口からインスペクションレーンの指定獣医師のもとへ直行しなければならない。インスペクションエリアでは常時、インスペクションの礼儀を尊重しなければならない（付則 5 の 10.参照）

816.5.3 次のループへ向かうため VET ゲートを出る前に馬の再インスペクションが必要な場合もある（付則 5 の 8.参照）。

816.6 **心拍数測定**：ホースインスペクションの一環として行われる最初の評価は、心拍数測定である。心拍数測定の手順詳細は付則 5 の 9.3 に定める。

816.6.1 すべての競技会において、次の心拍数を超えない状態で心拍数測定に馬を臨場させなければならない：

(a) 各ループ（最終ループを除く）のエンドライン通過後 15 分以内に心拍数 64/分 (bpm)；および

(b) 最終ループのフィニッシュライン通過後 20 分以内に心拍数 64 (bpm)。

816.6.2 第 816 条 6.1 におけるプレゼンテーションタイム（臨場までの制限時間）は人馬コンビネーションがループのエンドライン通過時点で計時を開始し、ホースインスペクションへ向かうために馬がインスペクションエリアへのラインを通過した時点で止める（心拍数の再インスペクションが必要となった場合は、プレゼンテーションタイムは継続カウントされる）。人馬コンビネーションがインスペクションエリアに到着した時に、担当獣医師が複数の馬に対応している場合は、インスペクションを待つ間、プレゼンテーションタイムの計測は停止される。（JEF）

816.6.3 ループのエンドライン通過前に馬が当該競技から除外された場合は、第 810 条に従って当該馬を直ちにホースインスペクションへ臨場させなければならない。この状況下でも同じ最大心拍数値を適用する。

- 816.6.4 第 816 条 6.6 の条項には制約されるが、馬の心拍数が最大心拍数値を超えていた場合は、許可されたプレゼンテーションタイム内である場合に限り、心拍数の再インスペクションに臨場させることができる。馬が 2 回目の臨場でも合格できなかった場合は「失権」となる（付則 5 の 9.3(f)(iv)の確認手順に従う）。3 回目の臨場は認められない。
- 816.6.5 コース（総距離の）中間を過ぎたところの最初の VET ゲートにて、あるいは第 3VET ゲートにて（いずれか早い方）、そしてその後の各 VET ゲートにて、インスペクションエリアへの最初の臨場で心拍数が 68bpm を超えていた馬は、心拍数再インスペクションと強制再インスペクションに合格しなければ、次のループへ出場することが認められない。
- 816.6.6 最終ホースインスペクションでは、馬を 1 回のみ臨場させることができる。検査臨場時に最大心拍数値以内におさまっていない馬は「失権」となる（付則 5 の 9.3(f)(iv)の確認手順に従う）。
- 816.6.7 プレゼンテーションタイムを遵守できなかった場合は失格となる。この場合でも当該馬をホースインスペクションに臨場させなければならず、失格に加えて獣医学的な（あるいはその他の）「失権理由」も適用される場合がある。
- 816.7 **代謝機能、歩様およびその他の検査：**心拍数測定に続いて、馬は心拍数検査を行った同じ獣医師によるその他のホースインスペクション項目検査（歩様の健全性確認のための速歩を含む）をすべて速やかに受けなければならない。これらの検査詳細は付則 5 の 9. に定める。
- 816.8 **ホールドタイム：**各ループ（最終ループを除く）後には馬に**ホールドタイム**（強制休止時間）を与えなければならず、これはリカバリータイム終了（第 816 条 2 参照）時点で開始され一定期間継続する。ホールドタイムは次の要件に従う：
- 816.8.1 各 VET ゲートでは、走行を終えたループの距離 1km につき少なくとも 1 分のホールドタイムを馬に与えなければならない。（例えば 35km ループ終了後は少なくとも 35 分のホールドタイムが必要である。）
- 816.8.2 140 km以上の競技では、50 分以上のホールドタイムを少なくとも 1 回は入れなければならない。その他の競技会では、40 分以上のホールドタイムを少なくとも 1 回は入れなければならない。（JEF）
- 816.8.3 ワンデイ競技会での 1 回のホールドタイムは 60 分を最長として予定を組む。
- 816.8.4 全頭対象の強制再インスペクションが必要な場合はホールドタイムを 40 分以上とし、ホールドタイム終了前 15 分以内に馬を再インスペクションへ臨場させることが求められる。
- 816.8.5 ホールドタイムについては、競技場審判団長および獣医師団長の意見を聞く必要がある。
- 816.9 **馬および／または選手のウェルフェアを守るための心拍数値、プレゼンテーションタイムおよび／またはホールドタイムの修正：**
- 816.9.1 競技実施要項にて、第 816 条 6 に記載の最大値よりも低い最大心拍数および短いプレゼンテーションタイムを定める場合がある。

816.9.2 馬のウェルフェアと選手の安全を守るために、競技場審判団長が（獣医師団長、競技場審判団メンバー、技術代表と協議のうえ、またその意見に基づいて）競技会開始前あるいは期間中に次の変更を行うことがある：（JEF）

- (a) 最大心拍数値を下げる；
- (b) プレゼンテーションタイムを短縮する；および／または
- (c) ホールドタイムを延長する。

上記数値への修正は該当するループ開始前に選手に通知しなければならない。

816.9.3 競技場審判団長、獣医師団、競技場審判団メンバー、技術代表は競技開催中を通してライド状態（極度の天候条件あるいは他の例外的な状況を含む）および各インスペクションにて失権となった馬の頭数を監視しなければならない。馬を保護するため、インスペクション・パラメーターを変更するのはこれら役員の責務である。（JEF）

816.9.4 上述したようにパラメーターを下げる／短縮する場合は、本エンデュランス規程に定めた最大値をしかるべく置き換えて参照する。

ホールドエリア

816.10 ホースインスペクション後に、所定のホールドタイム終了まで、馬が休める安全なエリアを設けなければならない（ホールドエリアとする）。ホールドエリアとリカバリーエリアは同一でも離して設定してもよい。

第 817 条 コースプラン

817.1 **コースデザインの完成**：競技コースは競技開始の遅くとも 7 日前までには正式に確定させ、技術代表の承認を受けてから競技場審判団へ渡さなければならない。

817.2 **プラン、マップおよび GPS**：コースが最終確定したならば、遅くとも競技前ブリーフィングまでに各選手が次の資料を入手できるよう手配しなければならない：

817.2.1 各ループのスタート／終了地点、クレーイングが許可される地点と給水ポイント、VET ゲート、ハザード地点を含めたコースプラン（あるいはマップ）（組織委員会がこのようなコースプランのコピーを各選手に提供しなければならない）；そして

817.2.2 少なくとも 1:50,000 縮尺のマップあるいは GPS 装置。

817.3 **コースの修正**：コースが正式に確定した後の変更は、技術代表と競技場審判団長の承認を得ずに行うことができない。組織委員会はこのような変更を選手および／または（該当する場合は）チーム監督へ可能な限り迅速に通知しなければならない。

第 818 条 コースデザイン、地形および安全性

818.1 組織委員会は技術代表と協議を行い、馬のウェルフェアを損なうことなく人馬コンビネーションのスタミナと騎乗技術を試すような技術的難度のある野外コース（地形や天候条件が許す範囲内）の設営を支援するものとする。（JEF）

818.2 コースにはフットイングや地形、標高、進路方向などに関連して技術的に難度の高い要素を含めるべきである。そのためにはコースに路面や溝、急勾配の上り坂、下り坂、水濠など自然な地

形あるいは人工的な地形を含めるべきである。技術的に難度の高い箇所は、できる限り自然な状態のまま残さなければならないが、必要であれば補強を施して、競技中は状態を一定に保つようにしなければならない。

818.3 コースの地形については以下の制約を遵守しなければならない：

818.3.1 コース上の地形は選手の安全と馬のウェルフェアのために必要な場合に限り、修正することができる。コースの少なくとも 25%は修正を加えていない地形のままとしなければならない。

818.3.2 コース全長の 10%までは舗装道路であってもよい。

818.3.3 地形のタイプや標高差は競技実施要項に明記しなければならない。

818.4 最終ループのフィニッシュラインは、複数の馬が互いに邪魔することなく安全にゴールできるよう十分な長さや幅がなくてはならず、また人馬コンビネーションがフィニッシュラインを通過してから安全に停止できるよう十分なランアウトを設けなければならない。フィニッシュラインはできるだけ VET ゲート近くに設置する必要がある。

818.5 適用される速度制限、そして悪条件やトレイルの安全性の影響は受けるものの、競技は選手自身のペースで競えるように設定される：

818.5.1 悪条件、あるいは極度の天候状態など他の要因が発生して、人馬コンビネーションの安全なコース走行が危ぶまれる場合には、競技場審判団長と獣医師団長が組織委員会と協議のうえ、強制停止を求めるか、あるいはループ／フェイズおよび／または VET ゲートの閉鎖時刻を設定して、人馬コンビネーションが余りにも他のコンビネーションから離れることのないよう配慮し、そして馬と選手の安全とウェルフェアを確保する。(JEF)

818.5.2 特定のコース状況や 1日のうちのどの時間帯であるかにも左右されるが、トレイルの安全性に関わる状況については、組織委員会が技術代表と協議のうえ、強制停止を求めるか、あるいは馬の歩法制限および／または速度制限を適用する箇所をコースに設ける場合がある。

第 819 条 コースの標識設置

819.1 コース上の標識は、選手がコースの道順を迷わず走行できるよう明確であって見やすくなければならない。特に距離標識は 10km ごとに設置しなければならない。各ループの開始と終了地点は明瞭かつ目立つもので標記しなければならない。標識としては旗やリボン、方向指示板、石灰、ペンキなどが使用できる。

819.2 組織委員会がコース中に近道があることを認識した場合は、スチュワード 1 名をその地点に配置して、人馬コンビネーションが近道をとらないよう監視させなければならない。

819.3 コース標識の遵守は必須であり、これを怠った場合は失格となる。

第 820 条 コースの順番

820.1 人馬コンビネーションはコースプラン／マップに記された通り、正しい順序と方向に全コースを走行しなければならない。第 820 条 2 の条項はあるが、人馬コンビネーションがこれを怠った場合は失格となる。

820.2 人馬コンビネーションが経路違反をした場合、競技場審判団は（実施可能とみなした場合は）当該コンビネーションに逸脱地点に戻って経路違反を修正することを認める場合がある。人馬コンビネーションがこれを怠った場合は失格となる。しかしコース逸脱の修正が不可能、および／または馬のために最善な方法とならないと競技場審判団が判断した場合は代替ルートを設定することができる。この代替ルートは正規のコースと同じタイプの地形で同一距離を走るものであり、同じループ内に設けられるため人馬コンビネーションは各獣医関門を正しい順番で制限時間内に通過できるものである。この場合、その人馬コンビネーションは完走証明書は受領できるが、「ゴールしたが順位対象外」（FNR）となる。この選手と馬はベストコンディション賞の対象にはならず、その走行は順位にはカウントされない。

第 821 条 競技会の延期／中止

821.1 競技会は延期および／または中止される場合がある。組織委員会には、競技会開始を遅らせたり（最大 30 時間まで）、日程変更および／または競技会を中止して会場からの避難が必要となる可能性を想定しておくことを推奨する。（JEF）

821.2 競技会の延期および／または中止の決定は、選手および／またはチーム監督（該当する場合）、組織委員会、計時チーム、競技会役員全員へ可能な限り迅速に通知しなければならない。いかなる場合でも競技開始前かあるいは（競技がすでに始まっている場合は）次のループ前とする。

第 822 条 コース中の援助とフェアプレイ

822.1 選手はコース内で自分の馬を引いたり、馬の後ろから進むことはできるが、毎日のスタートラインとその日の最終ループエンドライン・フィニッシュラインは騎乗して通過しなければならない。本条項を遵守できなかった場合は失格となる。

822.2 いったん人馬コンビネーションがスタートを切った後は、コース内で選手以外の者が引き馬したりその馬に騎乗することはできない。本条項を遵守できなかった場合は失格となる。

822.3 人馬コンビネーションが、これを追い越そうとする人馬を意図的に妨害した場合は失格となる。これは順位争いのための競りあいを防げるものではなく、その意図するところは、（例えば）走行速度が非常に遅かったり、装具トラブルに見舞われて他の選手とコース内でかち合ったり、追い越されるような状況に適用するものである。

822.4 許可される援助：

822.4.1 競技実施要項には、競技中に人馬コンビネーションへはどのような援助（クルーイング）が認められるか、特にそのような援助がコース中と VET ゲートのどこで許可されるかを詳細に記載しなければならない。コースの中でクルーイングが認められる指定エリアを「**クルーポイント**」と呼ぶ。

822.4.2 クルーポイントの間隔は 5km 以上とする。指定クルーポイント以外でのクルーイングは禁止であり、失格となる。しかし：

(a) 気候や状況に応じて自馬を管理するのは選手の責任であり、ウェルフェア保護の観点から馬に緊急援助が必要となった場合は、自馬を止めて援助を受けなければならない。これを怠った場合、あるいは自馬がそのような援助を受けるのを妨げた場合は馬への虐待行為とみなされ得る。本条項を乱用して不公平な便宜を得た場合は失格となる。緊急援助を受けた馬は獣医療上（あるいはその他）の理由による「失権」とされる。

(b) 選手が落馬したり、他の理由で馬体から離れた場合、あるいは落鉄した場合、人馬コンビネーションはいつでも援助を受けられる。当該選手は下馬した地点あるいはコースから逸脱した地点、もしくは介入を要した地点で再騎乗し／またはこの地点からループを継続しなければならない。

822.4.3 またコース中には少なくとも 10km ごとに馬への給水指定エリアを設ける（第 814 条 4.7 参照）。

822.5 **禁止される援助**：以下の援助を受けたり提供した選手は、失格となる：(JEF)

822.5.1 コースのいかなる場所であれ、歩行者あるいは自転車や車両に乗った人物に追従、先行または併走してもらうこと；

822.5.2 コースに隣接したアクセストラックで、車両により追従、先行、あるいは併走してもらうこと；

822.5.3 インспекションエリアでの速歩検査で馬を追うこと（ただし馬に速歩をさせる人物は限定的に声で追うことはできる）；

822.5.4 ワイヤフェンスを切断すること、コース内にある囲いに一部手を加えて走行しやすくすること、木を伐採したり障害物を排除すること、もしくはコースのテクニカル要素を変えてしまうこと；

822.5.5 コースのいかなる場所であれ、援助のために指定された場所以外で援助を提供したり、あるいは受けること；

822.5.6 いかなる方法であれ、コース内にいる人物（選手以外）が馬を追うこと；あるいは

822.5.7 依頼したか否かにかかわらず、選手あるいはその馬に便宜を図る目的で行われた、支援許可を受けていない人物による介入を受け入れること。

第 823 条 服装規定 (JEF)

823.1 競技会において馬に騎乗する者は以下を着用しなければならない：

823.1.1 乗馬規格／エンデュランス規格のもので確実に締められる保護用ヘッドギア；および

823.1.2 なめらかな靴底と 12mm 以上の踵がある安全な騎乗靴、あるいはケージ付き／ボックス型の鍔、もしくは馬術用セイフティ鍔。

823.2 すべての競技会において、参加者（本第 823 条に網羅されている人物を含む）はエンデュランス競技のイメージを損なわない適切な清潔感のある服装を着用しなければならない。さらに：

823.2.1 競技会前の第 1 回インспекション／開会式、ベストコンディション賞授与／表彰式に参加する者について：

- 選手：きちんとした服装
- チーム役員、グルーム、クルー：きちんとした服装

- 役員：状況に応じて、ジャケットとネクタイを着用するなど、きちんとした服装
- 短パンあるいはサンダルは、受容しがたい服装規準であり、許可されない。

823.2.2 実際の競技中：

- 選手：騎乗用の適切な服装、衿付きシャツ／ポロシャツ。
- チーム役員、クルー：きちんとしたチーム／個人の服装。獣医師によるインスペクションエリア内では短パンは不可、また「競技場（フィールド・オブ・プレイ）」内ではサンダルが不可（安全確保のため）。
- 役員：きちんとした作業用の服装。短パンやサンダルは不可。

823.3 許可される服装への商標表示／広告については、一般規程に定める。

823.4 競技場審判団長および／またはチーフスチュワードは、服装規定に違反している人物に対して着替えるよう求める場合があり、（この人物がこれに従わない場合は）「フィールド・オブ・プレイ」からの退去を求める（あるいは退去させる）ことがある。

第 824 条 染料とスキンクリーム

獣医師によるインスペクションおよび馬の個体識別の妨げとなるため、「フィールド・オブ・プレイ」では常に染料（ヘナを含む）を馬に使用することはできない。保護クリームや他の外用スキンクリームは馬に使用できるが、ホースインスペクション前にこれを拭き取り、あるいは「フィールド・オブ・プレイ」のいかなる場所でも獣医師や役員の求めがあれば拭き取ることを条件とする。本条項を遵守できなかった場合は失格となる。

第 825 条 馬具と用具

825.1 **馬具の状態：**馬に痛みを生じさせたり怪我を負わせるリスクを避けるため、馬具は安全な状態であって馬に正しく適合していなければならない。馬体に合わない馬具／用具については役員が取り外しを要請するか、改めるよう求めることがある。馬に痛みや怪我を生じる恐れのある（あるいは生じる）不適合な用具の使用は、馬への虐待行為とみなされることがある（JEF 獣医規程も参照のこと）。（JEF）

825.2 **許可された馬具：**JEF は使用が認められる馬具について詳細な規定を出すことがある。前述の内容および第 825 条 1 を遵守することを前提として、フィールド・オブ・プレイでは次の馬具の使用が必要であり、あるいは（下記の仕様で）許可される：（JEF）

825.2.1 コース中は正しく適合した頭絡と鞍が必須である。

825.2.2 ギャグと「銜のない頭絡」が許可される。

825.2.3 マルタンガールは許可されるが、馬の頭の自由な動きを過度に制限しないことを条件とする。

825.2.4 手綱は銜に取り付けるか、あるいは（銜なし頭絡の場合は）直接頭絡に取り付けなければならない。

825.2.5 銜のシャンク（銜枝）はいかなるものも 8cm を超えてはならない。

825.2.6 革製あるいはプラスチック製の鼻革が認められる。皮膚に炎症を生じる恐れがある（あるいは生じる）ほどに鼻革をきつく締めてはならない。鼻の正面で鼻革に少なくとも 2 本の指が入る

ほどに調整しなければならない。

825.2.7 チークピース（頭絡のチークピースに取り付けるもので、シープスキンやこれに類する素材で作られる 2 枚の細長い布）は許可される。図については付則 8 参照。

825.2.8 競技実施要項に別段の記載がない限り、プリンカーとバイザー（プリンカーに類似する物だが、片方または両方の覆い部分に穴が開いており、側方または後方の視界を制限している）は許可されるが、前方の視界が何の障害もなく全面的に確保されていることを条件とする。ホースインスペクションではこれらを取り外さなければならない。許可されるもの／禁止されるもののバリエーションを示す図については、付則 8 を参照のこと。

825.2.9 フライマスクは、現地の状況を考慮して競技場審判団が特別許可した場合にのみ認められるが、(i)馬の視野や聴力を過度に妨げず、(ii)馬を虫から保護する以外の目的に使用するのではなく、(iii)ホースインスペクションでは外すことを条件とする。

825.2.10 馬用ブーツおよびパッドの装着は認められる。

825.2.11 馬を適切に制御でき、他の人物や馬に安全上のリスクをもたらさない場合に限り、ヘッドカラーが許可される。その他の場合は（そして多くの場合は）頭絡を使用しなければならない。

825.3 **禁止される馬具／用具：**フィールド・オブ・プレイおよびトレーニングエリアでは以下の物の使用が常時禁止される：

825.3.1 ドロー（ランニング）レーン／フレンチ手綱を含め、馬の頭の自由な動きを過度に制限しかなない手綱；

825.3.2 ハンドルなど手綱の付属物；

825.3.3 金属チェーンの鼻革；

825.3.4 鞭（鞭として使用されるその他の物を含む）；

825.3.5 拍車；

825.3.6 第 825 条 2.9 に定めるフライマスクを除いて、馬の耳に詰めたり耳を覆う物（例えば耳栓もしくはこれに類するもの、イヤープラネット／フック）；および

825.3.7 第 825 条 2.8 と第 825 条 2.9 の条項は遵守しつつ、アイカバーやアイシールド（プリンカーに類似するが、目の穴の部分で目がメッシュか他の透明な素材で覆われているか、もしくは不透明なカバーで覆われている）を含めて、馬の目を覆ったり馬の視界を妨げる物。図については付則 8 を参照。

825.4 **安全装具：**競技実施要項にて、反射材など特定の安全装具の使用が求められることがある。

825.5 **携帯電話と GPS：**携帯電話と GPS 機器の使用は認められる。その他の通信機器についてはすべて競技前に競技場審判団の承認が必要である。

825.6 **遵守を怠った場合**：役員はいつでもフィールド・オブ・プレイにて人馬コンビネーションの馬具／装具を点検できる。人馬コンビネーションの馬具／用具が第 825 条 2（許可される馬具）および／または第 825 条 3（禁止される馬具）に違反していると役員が判断した場合は、その馬具／用具を改めるか、取り外すよう当該役員が求めることがある。この役員の指示に従わなかった場合は失格となる。（JEF）

第 826 条 出場資格:選手 (JEF)

826.1 14 歳の誕生日を迎える年から、すべてのエンデュランス競技会に出場できる。ただし、20 歳未満の者は、保護者の同意を必要とする。

826.1.1 公認および主催競技に参加する選手は、JEF 騎乗者資格 B 級（エンデュランス限定）以上を取得していること。

60 km以上の公認競技に参加する選手は、40 km以上の公認競技を 1 回以上完走していること。

80 km以上の公認競技に参加する選手は、60 km以上の公認競技を 1 回以上完走していること。

120 km以上の公認競技に参加する選手は、80 km以上の公認競技を 2 回以上完走していること。

140 km以上の公認競技に参加する選手は、120 km以上の公認競技を 1 回以上完走していること。

826.1.2 選手の完走記録は、JEF 公式記録（データベースを参照）に基づく。

第 827 条 出場資格:馬 (JEF)

827.1 エンデュランス競技への上場資格を得るには、5 歳以上の馬であること。

60 km以上の公認競技に参加する馬は、40 km以上の公認競技を 1 回以上完走していること。

80 km以上の公認競技に参加する馬は、60 km以上の公認競技を 1 回以上完走しており、かつ 6 歳以上であること。

120 km以上の公認競技に参加する馬は、80 km以上の公認競技を 2 回以上完走していること。

140 km以上の公認競技に参加する馬は、120 km以上の公認競技を 1 回以上完走しており、かつ 7 歳以上であること。

827.2 馬の完走記録は、JEF 公式記録（データベースを参照）に基づく。

827.3 北半球では誕生日の起算日を 1 月 1 日とし、南半球では 8 月 1 日とする。

827.4 馬の年齢は出場資格を問われている競技会開催日時時点の年齢とし、乗馬登録証に記載された信頼できる登録あるいは獣医師の記述見解のいずれかにより確認しなければならない。

第 828 条 登録 (JEF)

828.1 本規程に従い、競技に参加するにはいずれの選手、馬も JEF 登録しなければならず、適用される登録料を JEF へ支払わなければならない。

第 829 条 妊娠馬

明らかに妊娠後期、すなわち妊娠 120 日を超える牝馬、あるいは離乳前の仔馬を連れた牝馬は、いかなる競技会にも参加申込（あるいは出場）できない。

第 830 条 本条文は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 831 条 完走

競技の「完走」とは、人馬コンビネーションが適用されたコース要件（走行制限時間内での走行、近道をする事なく正しい順番での走行、禁止される援助を受けていないことなど）に従ってコースのすべてのフェイズの走行を終え、すべてのホースインスペクションに合格し、最低負担重量要件（設けられている場合）と適用された速度制限を遵守し、出場辞退や棄権することなく、また「失権」とみなされず、競技中あるいは競技後に失格となることもなく、適用された競技出場停止期間を遵守したことを意味する。

第 832 条から第 838 条までは主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 839 条 馬の競技出場停止期間 (MOOCP)

839.1 馬の競技出場停止期間(MOOCP) : (JEF)

839.1.1 FEI あるいは JEF 主催・公認競技会に 1 回出場した馬については、次の競技会出場前に競技出場停止期間を与えなければならない。

| | |
|---------------------|------|
| 走行距離 0~46km | 5 日 |
| 46km を超えて 86km まで | 12 日 |
| 86km を超えて 126km まで | 19 日 |
| 126km を超えて 146km まで | 26 日 |
| 146km を超える場合 | 33 日 |

侵襲的緊急治療後に、あるいは異常歩様により失権となった馬に出場停止期間延長を適用する（第 839 条 1.2 と第 839 条 1.3 参照）。

出場停止期間の総時間は、最大の走行制限時間をとった場合の競技走行を終了した日の深夜（24:00）に始まり、出場停止期間最終日を終える同時刻までとする。公表された当該馬の次の競技走行開始時刻は出場停止期間終了後としなければならない。

839.1.2 侵襲的治療による競技出場停止期間延長：

皮膚を穿刺あるいは切開、もしくは何らかの器具や異物を体内に入れる行為がからむ馬の治療はすべて「侵襲的治療」とみなされる。（このルールの例外は、電解質の経口投与か鍼治療である。）失権となった馬で、何らかの代謝状態が診断されながらも未治療の場合は馬のウェルフェアを危うくする、あるいは脅かすものであり、侵襲的治療が必要な状況とみなされる。競技会が終了した時点で、獣医師団長と救護獣医師には治療を行った馬を 1 例ずつ見直し、出場停止となる侵襲的緊急治療か、あるいは出場停止を伴わない認可治療であったかを類別する責務がある。

継続する 1 年間に FEI あるいは JEF 主催・公認競技会にて侵襲的緊急治療が必要とされる代謝異常で失権となった馬については、次の CEI または国内競技に出場する前に以下に示す競技出場停止期間を与えなければならない。

| | |
|------------|----------|
| 侵襲的治療 1 回目 | 合計 60 日間 |
| 侵襲的治療 2 回目 | 合計 90 日間 |

839.1.3 異常歩様による競技出場停止期間延長

継続する 1 年間に FEI あるいは JEF 主催・公認競技会にて異常歩様のため失権となった馬に

については、次の競技に出場する前に第 839 条 1.1 に定める競技出場停止期間に加えて、以下に示す競技出場停止期間を与えなければならない。

異常歩様 1 回目 14 日を追加

異常歩様 2 回目 21 日を追加

2 回続けて競技会にて異常歩様のため失権となった馬については、2 回目の事例の期間追加に更に競技出場停止期間延長が加算される場合がある。

3 回続けて競技会にて異常歩様のため失権となった場合は、次の競技出場停止期間(MOOC)となる：

異常歩様 3 回目 90 日を追加

839.1.4 継続する 1 年間に 4 回の FEI あるいは JEF 主催・公認競技会にて異常歩様のため失権となった馬については、次の競技会へ出場する前に 6 ヶ月の競技出場停止期間を与え、最初の競技から 4 週間前の獣医検査に合格しなければならない。(付則 7 を参照)

続けて 5 回以上の FEI あるいは JEF 主催・公認競技会にて異常歩様のため失権となった馬については、それ以降のエンデュランス競技出場は禁止となる。

839.1.5 本条文は主催および公認競技会では適用しない。

839.1.6 本条文は主催および公認競技会では適用しない。

839.1.7 馬に重症および／または致死的な疾病を生じさせた選手が 12 ヶ月以内に再び別の騎乗馬に重症および／または致死的な疾病を生じさせた場合、当該選手は自動的に 6 ヶ月間の出場資格停止処分を受ける。

1. 致死的な疾病とは、獣医師団の見解で直ちに安楽死が必要な状態、またはいずれにしても競技における馬の死亡につながるものと定義する。

2. 重症とは次のように定義する：

I) 筋骨格（骨折、重篤な腱や靭帯あるいは筋肉）の損傷、あるいは；

II) 代謝障害（重篤な痙攣、急性腎障害、治療に反応しない筋疾患）あるいは；

III) 上記以外の状態で、救護獣医師や獣医師団長の見解により、競技期間を終えてもさらなる検査と適切な獣医療の継続が必要な状況。

第 840 条から第 847 条までは主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 848 条 役員の責務 (JEF)

848.1 競技場審判団

848.1.1 競技場審判団は、エンデュランス競技の審判業務、獣医療面での規制、時間計測について組織委員会が行った諸々の手配事項を監督する。

848.1.2 組織委員会は、参加申込数に応じて他の役員やスチュワード、獣医師の協力を取り付けるものとするが、あくまでも競技場審判団が競技全般を統括する。

848.2 技術代表

- 848.2.1 技術代表は馬のウェルフェアを守り選手の安全を確保するため、コースレイアウトとライド状態を事前に点検し、これを承認しなければならない。
- 848.2.2 技術代表は競技会を実施するうえでの技術面および運営面の準備を承認しなければならない：正しい参加申込手順、馬の獣医検査とインスペクションについて；厩舎と選手の宿泊施設、競技会のスチュワード業務について。
- 848.2.3 技術代表は打ち合わせ会を統括し、技術役員全員の業務を監督する。
- 848.2.4 競技場審判団が判断を下すべき内容について、技術代表はあらゆる角度から調査し、競技場審判団へ報告するとともに助言を与える。
- 848.2.5 技術代表が準備全般について納得できたと競技場審判団へ報告するまでは、技術代表の権限が絶対である。それ以降、技術代表は引き続き競技会の技術面・運営面を監督し、競技場審判団や獣医師団、組織委員会へ進言するとともに、これらを補佐する。

848.3 獣医師団

- 848.3.1 獣医師団は馬の安全と健康、ウェルフェアに関するあらゆる事柄に絶対的な統轄権を有する。JEF 獣医規程をすべてのエンデュランス競技会に適用する。
- 848.3.2 獣医師団長は、可能な限り早い時点で競技会での VET ゲートとその他馬の安全対策に関わる計画について、組織委員会および技術代表から相談を受けるものとする。

848.4 チーフスチュワード

- 848.4.1 チーフスチュワードは、競技会全般を通してスチュワード業務体制に責任を負う。
- 848.4.2 チーフスチュワードは、厩舎施設のセキュリティが競技会レベルに対応して適切であり、各 VET ゲートとコースに十分な人数のスチュワードを配置できるよう準備しなければならない。
- 848.4.3 チーフスチュワードは、開会式や閉会式など競技中のあらゆる職務がスムーズに遂行されるよう、あるいは競技に必要な組織運営が円滑に機能するよう、組織委員会や競技場審判団、技術代表を支援する。
- 848.4.4 チーフスチュワードは競技会参加者の安全とウェルフェア全般に責任を負う。
- 848.4.5 チーフスチュワードは競技場審判団長、技術代表、獣医師団長と緊密に連絡をとらなければならない。競技会計画について可能な限り早い時点で組織委員会および技術代表から相談を受けるものとする。
- 848.6 本条文は主催および公認競技会では適用しない。

第 849 条から第 858 条までは主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 859 条 表彰式

- 859.1 獣医師団は、体調不良の馬を表彰式への参加から外すべきである。

859.2 表彰式に出席する選手と他の関係者は第 823 条に定めるドレスコードを遵守しなければならない。

第 860 条は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 861 条は主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 862 条 ベストコンディション賞 (JEF)

862.1 どの競技においても、組織委員会は競技を完走して上位 10 頭に入った馬の中から最良のコンディション馬に授与するベストコンディション賞を設けることができる。選手には、自分の馬をベストコンディション賞の審査に参加させる義務はない。

862.2 ベストコンディション賞の審査対象となっている馬は全頭がドーピング/薬物検査対象となる。これらの馬は、ベストコンディション賞の審査、ドーピング/薬物検査が終了するまで競技が継続しているものとみなされる。

第 863 条から第 866 条までは、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)

第 867 条 抗議 (JEF)

抗議の手順は本規程に定める。

付則 1、付則 2 は、主催および公認競技会では適用しない。

付則 3 : 失権等に関する記号の説明

WD : 出場辞退

- 人馬コンビネーションが競技会に現れない。
- 第 809 条 5.3 に従い、人馬コンビネーションが第 1 回 (競技前) インспекション時あるいはそれ以前に競技への不参加を決定する。

RET : 棄権

- 第 809 条 5.4 に従い、人馬コンビネーションが競技を継続しないことを決定する。

DSQ : 失格

- 第 809 条 5.2 に従い、人馬コンビネーションは失格となる。
- 公式成績と報告書を通して失格の理由(コード)を JEF へ連絡しなければならない。失格の理由(コード)は競技場審判団長が検証する。
- 馬は医学的あるいは他の理由によって失格となる場合もあれば、失権とされることもある (後出の FTQ リストを参照)。

FNR : 走行を終了したが順位なし

- FNR とは、人馬コンビネーションは (すべてのホースインспекションを含む) 競技を終えた (あるいは終えたとみなされた) が、最終順位付けがないことを意味する (例えば経路違反に関する第 820 条 2 を参照)。
- 人馬コンビネーションは、競技場審判団長および/または技術代表の同意をもって FNR とされるこ

とがある。当該役員らは FNR と判断した理由を説明しなければならない。

- FNR と判断されても、その人馬コンビネーションが当該競技会の役員らから完走証明書を受け取った場合は、資格認定目的においてこの競技を「完走」としてカウントする。

FTQ : 失権

FTQ とするには以下のいずれか 1 つあるいはそれ以上の記載併記が必要である :

- **SP** : 速度 (適用された速度制限を遵守していない) ※令和 2 年度は適用しない。
- **GA** : 異常歩様
- **ME** : 代謝異常
- **MI** : 軽傷 (例えば僅かな痛み、創傷など)
- **SI-MUSCU** : 重症 (筋骨格損傷)
- **SI-META** : 重症 (代謝障害)
- **SI-OTHER** : 重症 (その他)
- **ME TR** : 侵襲的治療が必要とされる代謝異常
- **CI** : 致命的な疾病
- **OT** : 時間切れ (時間内でループを完走できなかったが、そのループ後のホースインスペクションは合格)
- **FTC** : 完走ならず (ループは未完走だが、そのループ後のホースインスペクションは合格)。競技場審判団長は FTC とした理由を提示し、当該コンビネーションに何が起こったかを説明しなければならない。

上記の失権コードは次表に示す通り累積されることがある :

| code #1 | | code #2 | | Code #3 |
|--|---|----------------------------|---|---------|
| SP GA ME MI SI-MUSCU SI-META SI-OTHER CI OT FTC | + | SP GA ME MI TR | + | SP |

付則 4 は、主催および公認競技会では適用しない。

付則 5 : ホースインスペクション、獣医検査、薬物規制

パート A : 獣医療規制

1. 獣医師団と馬のウェルフェア

- 1.1 第 7 章に定める通り、獣医師団は競技会における馬の健康、安全およびウェルフェアに関わるあらゆる事象について判断を下し、また競技場審判団に助言する責任を有する。
- 1.2 別段の記載がない限り、獣医師 3 名構成のパネルによる決定は多数決に基づくものとする。パネルが「失権」とするか否かの判断を求められた場合は、3 名の獣医師パネルが (協議をせず) 個々に

機密投票（合格か不合格か）し、競技場審判団メンバーへ直接手渡す。

- 1.3 競技場審判団は獣医師団の決定と助言に基づいて、馬のウェルフェアに関わる決定をくだす。獣医師団による決定、あるいは獣医師団から直接助言を受けてくださった競技場審判団の決定は最終であり、上訴はできない。
- 1.4 競技場審判団が馬を「失権」とした場合はその理由を提示しなければならず、下記 3.1 と 3.4(c) に従って記録しなければならない。

3. 馬の記録

- 3.1 各競技会において、個体別の獣医カード(VET カード)を第 1 回（競技前）インスペクションの前に発行し、その後行われるホースインスペクションすべてにおいて記入が必要となる。
- 3.2 ホースインスペクションで必要となるすべての情報（付則 5 パート B 9.2 参照）と他の獣医師によるインスペクション／検査から得られた詳細情報、あるいは本付則 5 または JEF 獣医規程でその他求めている内容については、各人馬コンビネーションの獣医カードに記録し、その後のインスペクションと検査すべてにおいて提示しなければならない。
- 3.3 選手には各ホースインスペクションの後直ちに自馬に関する記録を参照し、またコピーする権利がある。
- 3.4 各競技会終了後：
 - (a) その馬がスタートから最後に通過した VET ゲートまでの距離の詳細、順位決定対象とならなかった理由（代謝異常や異常歩様、あるいはその両方）、競技会場での治療、病院への搬送、競技出場停止期間、および獣医師団が馬の将来的な安全とウェルフェアを守るために必要と判断したその他のコメントを獣医カードに記載しなければならない；
 - (b) すべての獣医カードは競技会終了後、組織委員会が保管し、JEF の求めに応じて提出しなければならない（JEF）；そして
 - (c) 競技会の獣医報告書は JEF 獣医規程に定めるその他の報告要件に従い、JEF 事務局へ送信しなければならない。本報告書には馬に発生した傷害や疾病、そしてその傷害／疾病の治療詳細を記載しなければならない。（JEF）
- 3.5 獣医師団および／または競技場審判団長のみが公式記録に記入することができる。

4. 競技会における獣医師による管理

馬が移動と競技との間に適切な休養を確実にとれるよう、またライドの前後に獣医師による適切な管理を確実に提供するため、競技に参加したすべての馬は、退厩時には獣医師団の許可（獣医カードに獣医師団長の署名）が必要である。（JEF）

5. 獣医療サービスとアフターケア（JEF）

- 5.1 獣医師団長は、JEF 獣医規程に定める通り馬への適切なアフターケアと獣医学的治療を提供する義務がある。
- 5.2 第 1 回（競技前）インスペクションの後、獣医師団長は競技場審判団と協議のうえ、治療／アフターケアエリアでの支援を円滑に進められるよう、獣医師団メンバーの配置や担当予定を含む診療体制

について変更を推奨することがある。この診療体制では救護獣医師を明示し、治療グループには当該地域で獣医療を行う資格のある獣医師 1 名を含めなければならない。

6. 馬の死亡 (JEF)

6.1 競技会において馬が何らかの理由で死亡した場合は、JEF 獣医規程に定める手順を確実に行う必要がある。

パート B : ホースインスペクションと獣医検査

7. 到着時獣医検査 (エグザミネーション) (JEF)

7.1 到着時獣医検査はすべての競技会にて行わなければならない。JEF 獣医規程に記述の通り、指定されたエリアにて行わなければならない。組織委員会は、馬を競技会用厩舎に入厩させる前にその馬の健康手帳および乗馬登録証を集めなければならない。

(a) 到着時獣医検査を第 1 回 (競技前) インスペクションと併せて行うこともできる。

7.2 到着時獣医検査において、獣医師団メンバーは以下を遂行しなければならない：

(a) 健康手帳、乗馬登録証の馬体特徴図、記述および (挿入されていれば) マイクロチップ番号と照合して、馬の個体識別を行う；

(b) 当該馬が JEF 獣医規程に則った馬のインフルエンザ予防接種歴があることを確認する；

(c) 馬の個体識別、予防接種歴およびその他健康に関わる必要事項詳細がすべて正しく健康手帳に記載されていることを確認する；

(d) 当該馬が伝染性疾患のいかなる臨床症状も示していないことを確認する。これには心拍、呼吸数および体温測定とその他の臨床パラメーターの確認を含む；そして

(e) 輸送中の負傷または疾病の疑いがある場合に限り、四肢および/または馬体の触診を行う。

7.3 到着時獣医検査の結果、競技参加適性がないと考えられる馬については、第 1 回 (競技前) ホースインスペクションの前に競技場審判団へ報告しなければならない。獣医師団はこの件について競技場審判団と協議しなければならない。(必要に応じて) 競技場審判団は当該馬を第 1 回 (競技前) インスペクションの前に競技から除外することがある。

7.4 JEF 獣医規程で必要と定める馬インフルエンザ予防接種を受けていない馬、あるいは予防接種歴を確認できない馬については、競技会厩舎への入厩を拒否または退厩させることができる。

7.5 非感染性疾患に合致する何らかの臨床所見、あるいは損傷を呈する馬については、可及的速やかに獣医師団へ報告しなければならない。

7.6 何らかの感染性疾患の臨床症状を呈しているか、あるいは感染性疾患の臨床症状を呈している馬と接触した馬は、競技会厩舎への入厩を拒否または退厩させることができる。

7.7 いかなるバイオセキュリティに関わる懸念事項も直ちに獣医師団へ報告しなければならない。

8. ホースインスペクション (JEF)

8.1 到着時獣医検査の後、競技中に行うすべてのホースインスペクションはすべて同じフォーマットで、獣医師団が行う。ホースインスペクションの開催方法を変更する場合は、いかなる場合も競技前に競技場審判団へ通知するか、競技実施要項にて公表しなければならない。

8.2 **第 1 回（競技前）インスペクション：**第 1 回（競技前）インスペクションは、ライドにおける最初のループ開始前日か当日の早い時間に実施する。

8.3 **各 VET ゲートでのホースインスペクション：**ホースインスペクションは、各ループ終了後に VET ゲートのインスペクションエリアで行う。

8.4 **強制再インスペクション：**獣医師団は競技場審判団と協議のうえ、競技に出場している全頭（あるいは所定の判断基準に合致する馬すべて；例えば第 816 条 6.5 参照）について、特定の VET ゲートでの強制再インスペクションに臨場させるよう求める場合がある。強制再インスペクションは、該当する VET ゲートにて人馬コンビネーションのホールドタイムの最後 15 分間に行う。

8.5 **要請に基づく再インスペクション：**獣医師団メンバーが馬に何らかの懸念をもった場合は、どの VET ゲートにおいても選手に当該馬を再インスペクションに臨場させるよう要請できる。獣医師が要請した再インスペクションは、該当する VET ゲートにて人馬コンビネーションのホールドタイムの最後 15 分間に行う。

8.6 **最終ホースインスペクション：**最終ホースインスペクションは、ライドのフィニッシュライン通過後に行われる。

8.7 **出血を認めた場合の獣医師によるインスペクション：（JEF）**

ホースインスペクションの際に馬体に血液が認められた場合は、3 名の獣医師パネルが当該馬を検査しなければならない。獣医師パネルが、(i)傷あるいは開口部から出血が続いている、あるいは(ii) 競技継続参加は当該馬のウェルフェアを危うくする（もしくはそのリスクがある）と判断した場合、当該馬を「失権」としなければならない。獣医師パネルが出血は止まっており、競技継続参加が当該馬のウェルフェアを危うくする（もしくはそのリスクがある）ことはないと判断した場合にのみ（例えば木の枝でわずかな擦り傷を負った場合）、当該馬は競技に継続参加できる。獣医師団長は、馬体に認められたいかなる血液についても（パネルの判断に拘わらず）、競技会の獣医報告書（JEF 獣医規程参照）にて馬の JEF 登録番号、負傷の記述、パネルの判断とその理由を報告しなければならない。（JEF）

8.8 **獣医師による他のインスペクション：**

獣医師団あるいは競技場審判団は、任意に選択した馬に対して競技中いつでもホースインスペクションを行うことができる。

9. **ホースインスペクションにおける評価（JEF）**

9.1 馬の状態を評価する獣医師の責任は、どのインスペクションにおいても差異はない。つまり心拍数、代謝機能の状態、歩行および一般状態について、最終ホースインスペクションに至るまで同じ基準を適用して競技続行の適性を審査するのである。

9.2 **すべてのホースインスペクションにおける評価：**ホースインスペクションを行う獣医師は、馬のリカバリータイム（第 816 条 2 参照）を考慮しつつ、馬の一般状態とその代謝機能状態を評価する。この評価対象には心拍数、粘膜の状態、毛細血管再充満時間、腸の蠕動運動（腸音）、脱水度合、馬の挙動（表情）が含まれる。獣医師はまた馬の歩様を評価し、背中と腹帯周囲の触診で痛みを判断し、筋肉の触感や感受性、口や鞍下、腹帯周辺を含めた軽傷を評価する。これらの評価や、馬の状態に関わる他の所見はすべて獣医カード（VET カード）に記録しなければならない。

9.3 心拍数測定手順：

(a) 心拍数測定はすべて獣医師団が実施しなければならない。心拍数はホースインスペクションにおいて最初に測定および記録されるパラメーターである。心拍数は馬の回復および参加継続の適性を正確に判断するために必須の判定基準である。馬のリカバリータイムも、ホースインスペクションを行う獣医師に提供しなければならない。

(b) 心拍数上限は第 816 条 6.1 に定める（第 816 条 9 に従って修正されることがある）。心拍数が最大心拍数を超えていた馬は競技継続が認められず、「失権－代謝異常」(FTQ-ME) となる。異常な心音は獣医カードに記録しなければならない。

(c) 心拍数を正確に記録するために最大限の努力を払うべきである。測定を不可能または不正確にするような馬の動きや興奮のために測定が中断した場合は、測定を中止し、馬が落ち着いてから測定することを推奨する。選手、クルーメンバーが意図的にホースインスペクションを妨害した場合、当該馬はインスペクションで不合格となる。

(d) 馬の心拍数測定は、聴診器を用いるか、あるいは FEI 承認の電子心拍数測定機器を用いて行わなければならない。馬がインスペクションに臨場した際には、聴診器あるいは電子心拍数測定機器を馬の左胸のおよそ肘の高さの部位に当てる。検査を実施する者は心拍数測定に最適な場所に位置すること。

(e) 測定の開始とタイミング：

(i) 聴診器を用いる場合は、計時にストップウォッチを使用しなければならない。15 秒経過時点で心拍数をとり、また（下記条項により必要な場合は）60 秒経過時点でも心拍数をとらなければならない。後述のパラグラフ(f)(i)で 15 秒経過時点の心拍数評価には、15 秒間に数えた心拍数に 4 を掛けなければならない。心音が聞こえた時にストップウォッチをスタートさせ、次の心音から数え始める。

(ii) 電子心拍数測定機器を用いる場合は、15 秒間隔で心拍数を表示できるものでなければならない。測定はモニターが馬の胸に触れて最初の鼓動をとらえた時点でスタートさせる。

(f) 馬の心拍数が最大心拍数値の範囲内であるかの判断：

(i) 最初の 15 秒間で心拍数が最大心拍数値よりも 5bpm 以上少ない場合は、その値を記録してインスペクションを終了する。しかし測定の正確性に何らかの懸念がある場合は、獣医師が 60 秒間の測定継続を決定できる。

（例えば最大心拍数値が 64bpm の場合に、最初の 15 秒経過時点で i)電子心拍数測定機器が心拍数 59bpm あるいはそれ以下を示した場合、あるいは ii) 獣医師が聴診器を使って心拍数 14 あるいはそれ以下と数えると、これに 4 を掛けて 56 と算出され測定終了となる。）

(ii) 15 秒経過時点で心拍数が最大心拍数値よりも低いが 4bpm 以内の差、最大心拍数と同値、あるいはそれ以上であった場合は、60 秒間の計測を続けなければならない。

（例えば最大心拍数値が 64bpm の場合に、最初の 15 秒経過時点で i)電子心拍数測定機器が心拍数 60bpm あるいはそれ以上を示した場合、あるいは ii) 獣医師が聴診器を使って心拍数 15 あるいはそれ以上と数えた場合は、60 秒間計測を継続しなければならない。）

(iii) 60 秒経過時点で馬の心拍数が最大心拍数値に等しいかそれ以下の場合は、その値を記録してインスペクションを終了する。

(iv) 60 秒経過時点で馬の心拍数が最大心拍数値を超えていた場合は：

(A) 最終ホースインスペクション（臨場は 1 回のみ認められる）の場合を除き、2 回目の臨場を認める時間的余裕があれば（第 816 条 6 参照）、その馬を 2 回目の心拍数再

インスペクションに臨場させることができる。上述のパラグラフ(a)-(f)と同じ手順を2回目にも適用する。

(B) 心拍数再インスペクションの時間がない場合、あるいは心拍数再インスペクションもしくは最終ホースインスペクション（臨場は1回のみ認められる）で馬の心拍数が最大心拍数値の範囲に収まらなかった場合は、測定に合格しなかったことを確認するための確認手順を完了させなければならない。確認手順として、測定で不合格となった場合は直ちにその馬を第2獣医師のもとへ臨場させる。不合格となった測定に電子心拍数測定機器が使われていた場合は、2台目の電子心拍数測定機器（これがない場合は聴診器）を使わなければならない。この獣医師は15秒間経過時点での心拍数のみ測定する。馬が「失権」となった場合は、確認手順におけるその馬の心拍数も電子掲示板で公表するか、あるいは競技場審判団へ通知しなければならない。確認手順において馬の心拍数が最大心拍数値を超えていた場合、当該馬は「失権－代謝異常」(FTQ-ME)となる。

(g) 心肺機能回復指標 (CRI) :

馬の代謝機能判定の一環として、心肺機能回復指標 (CRI) も各時点のホースインスペクションにて測定（および記録）される。パラグラフ9.3に記述の手順を経て心拍数が記録されたならば、獣医師はレーンでのトロットアップで歩様を判定する。選手/クルーメンバーが馬に80m(行き40m、戻り40m)の速歩を行わせる。獣医師は速歩開始時点でストップウォッチをスタートさせ、1分後にこれを止め、そこから1分間聴診器を使って馬の心拍数を測定する。1回目と2回目の心拍数の差が心肺機能回復指標である。2回目の心拍数測定の際に、獣医師は馬の競技継続が不適切であることを示唆するような病理所見（例えば心雑音やリズム異常）がないかも考察する。2回目の心拍測定の前に、獣医師は心拍を上昇させる可能性のある行為（馬の頭部を検査するなど）をしてはならない。

9.4 **呼吸器**：獣医師団により呼吸数または呼吸状態に異常があり、それが馬の安全を脅かすと判断された場合、当該馬は失権となる。

9.5 **全身状態と代謝状態**：全身状態が悪い馬または体温が異常に高い馬は、代謝異常により失権 (FTQ-ME) となる。

9.6 **代謝状態**：代謝状態は検査、および粘膜の状態や毛細血管再充満時間、脱水度合、腸の蠕動運動（腸音）、馬の挙動（表情）、心拍機能回復指標を含む、当該馬の競技続行適性を示す数値記録によって判断される。代謝状態、筋骨格の損傷、またはその他の理由で失権となる場合は、3名の獣医師パネルによる再検討が必要となる。

9.7 **異常歩様**：コース走行中のどのインスペクションにおいても、事前に強制屈曲または圧診を行わず、手綱を緩めて直線上を速歩で往復させた時に不規則性歩様を示し、痛みを生じていると思われるか、または競技を安全に継続するための馬の運動能力を脅かすと思われる場合には、当該馬は競技から除外されて失権－異常歩様 (FTQ-GA) と判断される。異常歩様の査定には：

(a) インスペクションを表面が平坦で、堅い場所で行わなければならない。

(b) 馬を速歩で歩かせた後に、検査担当の獣医師が当該馬の競技継続適性に疑問を呈した場合、当該馬は3名の獣医師パネルと競技場審判団メンバーを交えて速歩での再検査を受ける。

(c) これら3名の獣医師の誰でも投票前に当該馬の速歩をもう一度要請することができるが、これは疑わしい場合は馬と選手に有利となるよう計らうものであり、その要請は競技場審判団メン

バーに伝えられて、そこから選手に再度速歩をさせるよう要請する。

(d) 引き馬の誘導ミスや馬が全距離を速歩走行できない場合などにより、3回の歩様検査を経ても、当該馬の歩様を判定できない場合、もしくは異常歩様のために競技継続が不適切であると思われる場合、当該馬は「失権－異常歩様」(FTQ-GA)となる。

(e) 馬の歩様に何らかの異常が認められた場合は、それが「失権」の理由になるか否かに拘わらず、当該馬の獣医カードに記録しなければならない。

9.8 **圧痛、裂傷、創傷**：口内、四肢および／または馬体（腹帯および鞍による擦過傷を含む）における痛み、裂傷および／または創傷の痕跡は獣医カードに記録しなければならない。競技への参加あるいは継続が、それらの痛みや裂傷、創傷を悪化させるか、あるいは馬のウェルフェアを危うくする（もしくはそのリスクがある）場合は、当該馬の競技継続は認められず、「失権－軽傷」(FTQ-MI)となる。

9.9 **蹄鉄と蹄**：蹄鉄を装着せずに騎乗することはできるが、蹄鉄を装着するのであれば適正に装着し、適したコンディションで競技に参加できる蹄鉄でなければならない。蹄鉄を装着して第1回（競技前）インスペクションを受けた馬が、1つかそれ以上の落鉄状態でフィニッシュラインを通過しても構わない。しかし馬の蹄あるいは蹄鉄のために馬の安全な競技能力が損なわれ、あるいは馬に痛みを与えていると思われる場合は失権－異常歩様（FTQ-GA）となる。ホースインスペクションにて、獣医師団から要請があった場合は、馬用ブーツおよびパッドを外さなければならない。

9.10 **最終ホースインスペクションでの追加手順**：

(a) 最終ホースインスペクションの目的は、馬が通常の休養をとった後に1つのループすべてを走りきるのにまだ適した状態であるか否かを判断することである。

(b) この最終インスペクションはコース走行中に行われるホースインスペクションと同じ方法で、同じ基準を適用して行われる。ただし最終インスペクションでは検査を受ける機会は1回しかなく、全頭が最初のトロットアップを3名の獣医師パネルと競技場審判団メンバー1名の前で行わなければならない。パネルメンバーは、投票前に再度1回のみ速歩での検査を要請できる。

10. **インスペクションでの礼儀**：(JEF)

10.1 競技場審判団とスチュワード、獣医師団は、ホースインスペクションでの礼儀を執行する責任を有する。

10.2 ホースインスペクション・エリアでは、熾烈な競争で緊張に満ちている選手や馬への配慮として、また馬のウェルフェアのため、(可能な限り)静寂を維持して気を散らすような状況をなくすべきである。

10.3 選手およびホースインスペクションでこの選手を支援する他の人物も、ホースインスペクションでの礼儀を尊重しなければならない。ホースインスペクションやホースインスペクション・エリアにいる馬にマイナスの影響を与えるような行動をとってはならない（あるいは不作為があってはならない）。

10.4 馬には頭絡あるいは（第825条2.11に従う）ヘッドカラーを装着し、他に鞍やブーツ、フライマスク、ブリンカー／バイザー、その他の馬具を含む装具を一切つけずに臨場させなければならない。

ない。馬具はインスペクションエリアへ入る前にリカバリーエリアで外さなければならない。馬の皮膚に何らかの局所塗布物を使用している場合は、馬をホースインスペクションに臨場させる前に拭き取るよう獣医師団が要請する（第 824 条参照）。獣医師団の指示にも拘わらず、インスペクションエリアに（頭絡やヘッドカラー以外の）馬具を装着したまま、あるいは皮膚に適用した何らかの局所塗布物を取り除かず馬を臨場させた場合、この馬は 1 回目の臨場に不合格となる。インスペクションエリアへの入場時刻はキャンセルとなり、当該馬はインスペクションエリアを退出して、2 回目（最終）の臨場を求められる（ただし最終ホースインスペクションでは再度臨場の機会はないので、この場合を除く）。

- 10.5 インスペクションに臨む馬は指示された通り、インスペクションエリア入口から直接、（スチュワードの指示に従って）レーンを指定獣医師の元へ、一定した前進運動を見せながら進まなければならない。馬を引き止めたり、一定の動きを妨げるような行動をとってはならない。心拍数測定が終わるまで、また該当する獣医師から指示があるまで、馬を速歩させてはならない。本条項に違反した場合、選手は 5 分のタイムペナルティ加算を受ける。（JEF）
- 10.6 インスペクションを遅らせたり、妨害するなどの戦術的駆け引きは容認しがたいものである。心拍数測定に関わる禁止行為には、馬の前にひざまずいたり、馬の頭を下げさせる、馬に飼料を与える、あるいは何とか心拍数測定結果に影響を与えようとして馬に触れることが含まれる。歩様検査に馬を臨場させる際に禁止される行為としては、馬の頭の動きを不当に制限したり、および／または馬を追って速歩にさせること（第 822 条 5.3 にて許可されていること以外）が含まれる。歩様検査に馬を適正に臨場させられない状態が繰り返された場合は、付則 5 パート b 9.7(d) に定める通り、馬は「失権」となる。インスペクションエリア内で排尿を促すような動作や口笛は禁止である。
- 10.7 ホースインスペクションの礼儀を遵守しなかった場合は、（付則 5 パート B 10. に定める特定のペナルティに加えて、失格または他の懲戒処分、および／または競技場審判団とスチュワードが状況に鑑み妥当であるとみなした他の措置を講じる。ホースインスペクション中の不品行に関してどの段階の措置が適切であるか、競技場審判団とスチュワードは幅広い決定権を有している。

パート C：競技中の獣医学的治療（JEF）

競技会における許可される／禁止される獣医療の詳細については、JEF 獣医規程を参照。

付則 6 本条項は主催および公認競技会では適用しない。（JEF）

付則 7：4 回目の FTQ-GA 累積に伴う検査（JEF）

第 839 条 1.4 に関連して、継続した 1 年間に 4 回続けて馬が異常歩様のために失権（FTQ-GA）となった場合は、当該馬が次に競技出場するまでに十分回復できるよう、試合復帰前に以下の手順を適用しなければならない：

1. 通知：

- 1.1 本条項は主催および公認競技会では適用しない。
- 1.2 継続する 1 年間に 4 回続けて異常歩様のために失権となっている馬に選手が騎乗しようとする場合は、出場させる予定の競技から少なくとも 4 週間前までに JEF エンデュランス本部へその旨を通知しなければならない。

1.3 JEF エンデュランス本部は JEF 獣医委員会に通知する。および JEF エンデュランス本部は組織委員会および競技場審判団長に馬の追加検査を 2 の検査手順で手配するよう通知する。

1.4 本条項は主催および公認競技会では適用しない。

2. 検査手順：

2.1 第 1 回（競技前）インスペクションより以前に、獣医師 3 名構成のパネル（獣医師団長を含む）が詳細な獣医検査を行って、当該馬の競技参加適性を判断しなければならない。

2.2 検査は以下の内容で構成するが、これに限定するものではない：

- (a) 直線上での常歩と速歩；
- (b) 円を描いての常歩と速歩；そして
- (c) 該当する組織部位の触診

2.3 獣医師パネルは検査結果を競技場審判団へ通知しなければならない。競技場審判団は当該馬が第 1 回（競技前）インスペクションに進める状態であるか否かを判断しなければならない。

2.4 競技中は獣医師団が当該馬をしっかりと監視しなければならない。

2.5 本条項は主催および公認競技会では適用しない。

付則 8：ブリンカーとチークピースの図

第 825 条 2.7、第 825 条 2.8、第 825 条 3.7 に記述されている通り、許可／禁止されるブリンカーとチークピースのイラストを以下に示す。

BLINKERS



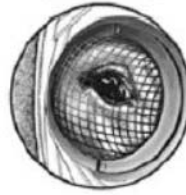
CHEEK PIECES



VISOR



EYESHIELD



EYECOVER

